

公益通報者保護制度の実効性の向上  
に関する検討会  
第 12 回議事録

消費者庁消費者制度課

## 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会（第12回）

1. 日時 平成28年10月12日（水） 15:30～18:30
2. 場所 中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者  
(委員)  
宇賀座長、井手委員、川島委員、北城委員、串岡委員、島田委員、土田委員、  
拝師委員、河口氏（水尾委員代理）  
(オブザーバー)  
佐伯委員、田中委員  
(消費者庁)  
岡村長官、小野審議官、加納課長、太田企画官、杉田課長補佐、川野政策企画専門官、  
佐藤政策企画専門官、中野政策企画専門官、渡邊政策企画専門職
4. 議事
  - (1) 開 会
  - (2) 議 事
    - ・公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループの検討状況に関する中間報告
  - (3) 閉 会

### <資料一覧>

- ・資料 ワーキング・グループにおける主な意見の概要
- ・参考 WG等における委員の主な意見

## 《 1. 開会 》

○宇賀座長 それでは、定刻でございますので、只今から第12回「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を開催いたします。

初めに、前回の検討会開催後、岡村長官が新たに消費者庁長官に御就任されたので、御挨拶を頂きたいと思っております。岡村長官、よろしく願いいたします。

○岡村長官 この8月に消費者庁長官を拝命いたしました岡村でございます。何とぞよろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本検討会に御参加いただきまして、心から御礼申し上げます。

公益通報者保護法が施行されてから今年で10年、この間、各事業者等において、内部通報制度の整備が進むなど、一定の成果が上がっているところです。

しかし、残念なことながら、近年においても企業における内部通報制度は機能せず、不祥事が発生する事案が見られるなど、本制度には、まだ様々な課題が存在するものと承知いたしております。

公益通報者保護法は、行政による監視体制を補完して、事業者による法令遵守等を確保し、消費者の安全・安心を実現するための制度として、消費者行政の中で大変重要な位置付けを占めております。私のこれまでの経験からも、事業者における自浄作用の発揮、問題の早期解決を図る上でも本制度は極めて有効であると認識しており、その実効性を高めていくことが大変重要であると考えております。

本検討会では、昨年6月から大変精力的に御議論を頂いておりまして、今年3月には、大変有益な第1次報告書を取りまとめいただきました。

本日の議題は、ワーキング・グループにおける検討状況の中間報告第2回ということでございますが、引き続きワーキング・グループにおける取りまとめがよりよいものとなるよう、本日は率直な御意見を賜れば幸いです。

消費者庁といたしましても、本制度の実効性の向上に向けて、しっかり取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き活発な御議論を、何卒よろしくお願い申し上げます。

○宇賀座長 岡村長官、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局から報告事項があるとのことですので、その報告をお願いいたします。

○加納課長 升田委員でございますが、本検討会及びワーキング・グループの委員を辞任したい旨のお申出を9月30日に頂きまして、委員を辞任されたので、御報告申し上げます。

○宇賀座長 ありがとうございました。

それでは引き続き、本日の委員の出欠状況の報告と資料の確認を事務局からお

願います。

○加納課長 委員の出欠の状況でございますが、本日は光前委員、今野委員、水尾委員、山口委員が御欠席であります。ただ、水尾委員につきましては、河口専務理事に代理で御出席いただいております。ありがとうございます。

また、川島委員と若杉委員がまだお見えになっていないという状況であります。

それから、ワーキング・グループの委員である佐伯委員と田中委員、まだお見えになっていないですが、オブザーバーとして御出席いただくことになっております。

資料であります。議事次第の下に書かせていただいているとおりでありまして、資料として、「ワーキング・グループにおける主な意見の概要」、参考として、「WG等における委員の主な意見」の詳細なものにつきましてお付けしております。

それから、井手委員から、ワーキング・グループ宛てに日本新聞協会の編集委員会から出された「公益通報者保護法の改正に関する要望」というものを提出いただいております。

それから、串岡委員からですが、本日の検討会宛ての意見書を御提出いただいております。座長の御了解の下、こちらもお配りしております。なお、串岡委員からの資料は委員限りの配付とさせていただきます。幸いです。

配付資料は、以上でございます。

○宇賀座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

---

## ≪ 2. 公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会ワーキング・グループの検討状況に関する中間報告 ≫

○宇賀座長 さて、今回は、4月から開催されておりますワーキング・グループにつきまして、これまでの検討状況の報告を受ける予定となっております。事務局には、ワーキング・グループにおいて、これまでに出されました意見の概要をまとめてもらいましたので、まず、不利益取扱いの保護要件についての箇所を説明してもらいたいと思います。それでは、願います。

○太田企画官 御説明申し上げます。前回の第11回検討会におきましては、第1回から第4回までのワーキング・グループにおける御意見の概要について御報告をさせていただきました。

今回、先週開催いたしました第9回のワーキング・グループまでの意見を含めまして、御報告をさせていただきたいと思います。

資料のほうですが、法改正に向けた各論点につきまして、見直しに肯定的な御意見と、慎重・否定的な御意見などに整理させていただいておりますので、そのポイ

ントについて御紹介をさせていただきたいと思います。

資料の2ページ目を御覧ください。まず、検討の方向性等の総論的な御意見についてでございます。公益通報を促進する方向での見直しに肯定的な意見ということでございますが、主なものを御紹介いたしますと、法律が制定されて10年経過したのに、企業の不祥事の実情は変わっておらず、これを変えていかなければならないんだといった御意見。それから、消費者庁のアンケート調査によれば、多数の労働者は、通報を実際にはしないと答えているがこういった状況は問題であって、公益通報の対象事実が分かれば、まず伝えていくというような社会にしななければならないといった御意見を頂いております。

他方、否定的な御意見ということもございますが、真実でない情報提供によって、通報を受けた側は甚大な被害を生じるおそれがあるといったこと、あるいは、法改正によって、本法が大きく変質してしまうのではないかとということで、法律の全体の枠組み、目的、性格などについて、基本的に変更する必要はないのではないかと御意見を頂いております。

こういった総論におけるお立場の違いが、これから御紹介いたします個別の論点におきましても反映されているという形になってございます。

以下、個別の論点につきまして、順次御紹介させていただきます。

3ページ目を御覧ください。Iの不利益取扱いを民事上違法とする効果の要件についてでございます。第1といたしまして、通報者の範囲について整理をしております。

まず、最初の退職者のところでございますが、退職者を通報者の範囲に加えることについて、肯定的な意見といたしましては、在職中よりも退職した後のほうが通報しやすい一方で、通報したことを理由に、損害賠償請求等を起こされるケースがある、あるいは再就職する際に妨害される、退職金が不支給となるといった不利益があることから、保護すべきではないかといった御意見がございました。それから、保護の対象となることを法令で明確化することによって、本来されるべき通報を奨励する意味があるのではないかと御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な見方でございますが、一般法理で保護される可能性があつて、法律で規定して保護する必要はないのではないかと御意見がございました。

退職者につきましては、労働者と同じ要件で保護されることを明確化するために、法に規定して保護すべきであるという意見が多かったところであり、こうしたことを踏まえすと、退職者を通報者の範囲に含める方向で検討することが考えられようかと思っております。

以上のようなことを前提といたしまして、仮に退職者を含めるといった場合の個別の論点についての御意見について御紹介させていただきます。

まず、(ア)の退職者の範囲を限定する必要性についてでございますが、会社を退職した後、いつまでも退職者として保護することには違和感があるということで、保護する退職者の範囲を限定する必要があるのではないかといたした御意見がございました。さらに、通報の期間に関しては、退職から1年程度で十分ではないかといった御意見、それから、保護すべき期間といたしまして、退職後相当な期間ということにして、具体的な運用は解釈に委ねることが適当なのではないかといった御意見を頂いております。

次に、(イ)の退職者の1号通報先でございますが、退職した場合には、元の就業先は「労務提供先」には当たらないわけですが、労働者と同様に、元の就業先を1号通報先とすることでよいのではないかといたした御意見を頂いております。

それから、4ページにまいりまして、(ウ)の不利益取扱い禁止の民事的効力の内容でございますが、公益通報を理由とする事業者からの損害賠償請求を法第5条の不利益取扱い禁止の内容に含めるべきではないかといった御意見を頂いております。

2番目の役員等でございますが、役員等を通報者の範囲に加えることについて、肯定的な意見といたしましては、役員等であっても、通報したことを理由に、解任、再任拒否などの不利益取扱いを受けることがあるといったこと。それから、日本の会社はほとんどが中小企業であって、役員がなかなか不正を追及できないケースも多いのではないかといたした御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な御意見といたしましては、取締役は、覚悟と責任を持って就任しているということで、労働者との関係で、手厚い保護が必要かどうか問題であるといった御意見。それから、会社法第339条第2項やその他の一般法理で保護される可能性があるほか、保護されることは判例によっても相当程度明確にされているということで、改めて法に規定して保護する必要はないのではないかといたした御意見を頂いております。

以上のように、役員等につきましても、労働者と同様の要件で保護すべきだという意見が比較的多かったと認識しております。他方、慎重・否定的な御意見で指摘されておりますように、会社法などの一般法理との関係について、今後更に検討することが必要なのではないかと考えられようかと思っております。

5ページ目でございますが、以上を前提といたしまして、仮に役員等を通報者の範囲に加えるという場合の論点についての御意見でございます。

まず、(ア)といたしまして、内部是正措置の前置を要件とすることの是非についてであります。役員等は忠実義務を負っているということで、仮に役員等を保護するとしても、内部で是正措置をとったものの、不適切な対応しかなかった場合に限定すべきではないかといった御意見を頂いております。

その一方で、労働者の誠実義務と取締役の忠実義務には差がないのではないかといたして、従業員との間で要件に差を設ける必要はないといった反対の御意見も

頂いております。

それから、(イ)の濫用のおそれへの配慮でございますが、経営権争いの手段として用いられるなどの懸念があるということで、そういった濫用がなされるおそれについても配慮すべきではないかといった御意見。

他方、公益目的の判断の中で考慮され得るということで、あえて別立ての要件を立てる必要はないのではないかといたした御意見も頂いております。

それから、(ウ)の不利益取扱い禁止の民事的効力の内容についてでございますが、解任決議は不利益処分の一つなので、これも法文中に明示することが妥当であるが、その他の不利益取扱いからの保護については、一般法理に委ねることが妥当なのではないかといった御意見。他方、解任に伴う損害賠償の問題については、会社法上に規定があるということで、これを変更する理由は全くなく、会社法の問題は会社法に委ねるべきではないかといった御意見も頂いております。

3番目の取引先事業者でございます。取引先事業者を通報者の範囲に加えることについて、肯定的な御意見といたしましては、やはり取引先事業者が不正を告発するというのが企業コンプライアンスにとって重要であるということでございます。

6ページに行ってくださいまして、取引先につきましても、契約解除をされるですとか、再契約を拒否されるといった嫌がらせを受ける可能性もあるので、保護する必要があるといった御意見を頂いております。

他方、否定的な御意見といたしましては、継続的契約といってもその内容については類型化できないほど多種多様なものがあるという中で、一律に取り扱うこと自体が不正義なのではないかといった御意見。それから、保護法のあり方については、基本的には裁判所に判断を委ねればよいということで、一律に法律で規定することは問題が多いのではないかといたした御意見を頂いております。

取引先事業者につきましても、保護の対象に加えるべきではないかといった意見が比較的多かったところでございますが、否定的な御意見が指摘するように、多種多様な取引形態がある中で、法律で一律に取り扱うことによる弊害をどう考えるかということや、どのような方法で保護することが適当なのかといったことについて、今後更に検討を行う必要があるのではないかと考えられます。

以上を前提に、仮に加える場合の個別の論点を、(2)のところにお示ししておりますが、まず、(ア)の事業者の範囲を限定する必要性については、事実上、対等性の欠如があるかどうかという視点で見ることが必要なのではないかといたした御意見。あるいは、裁判所は、不合理で一方的な破棄に対しては無効としたり、損害賠償の対象としているということで、必ずしも力関係がある場合に保護を限定する必要はないのではないかといたした御意見も頂いております。

さらに、(イ)の民事的効力の内容のところでございますが、取引先事業者の保護の内容について、一律に契約を存続させる効果は難しいということで、行為規制と

いう形で禁止行為を列挙するという方法が考えられるのではないかとといった御意見。それから、通報を理由とする不利益取扱いを禁止するという抽象的な規定を定めることで対応すべきではないかとといった御意見を頂いております。

7ページ目でございますが、4といたしまして、その他の主体を通報者の範囲に含めるかどうかの問題でございますが、退職者、役員、取引先事業者以外の者を保護することが必要との御意見を頂いております。また、違法行為の状況を家族が見ているということもあるということで、家族を通報者として入れてもよいのではないかとといった御意見ですとか、公益通報の保護の対象者を決めた上で、「その者による、又はその者のために」通報がされた場合を法の適用対象とすることも考えられるのではないかとといった御意見も頂いております。

それから、(2)でございますが、これは行政手続法で、「何人も」という形で規定をしているということで、こういったことを参考に、公益通報者保護法でも、こういった規定を導入するということが考えられるのではないかとといった御意見を頂いています。他方、公益通報者保護法の場合は、行政手続法とは異なり、不利益取扱いから通報者を保護する性格の法律であるということで、何らかの限定が必要なのではないかとといった御意見も頂いております。

それから、(3)でございますが、労組法の労働者の範囲に含まれていますが、労基法の労働者の範囲に含まれていない者を入れることについてでございます。このような者といたしまして、個人事業主でありますとか、業務委託契約で就労している者といったものが挙げられるわけですが、そういった方々についても保護する必要があるのではないかとといった御意見でございます。

他方、これにつきましては、労組法の労働者として救おうとした、先ほどのような方々については、取引先事業者に含める形で議論していったらどうかという御意見も頂いているところでございます。

退職者、役員、取引先事業者以外に、保護する必要がある方がいらっしゃることは事実ですが、どこまでをその範囲にするのが適当なのかということについて、今後更に検討する必要があるのではないかと考えられます。

第2の通報対象事実の範囲でございます。ここにつきましては、通報対象事実の範囲を広げるべきであるという御意見が比較的多かったということでございます。ただ、その明確性でありますとか、予見可能性を確保するために、何らかの一定の限定が必要なのではないかとといった御意見も有力であったということでございます。

どのような方法によって範囲を画するのかといったこと、あるいは範囲を広げた場合に生じる問題についてどのように対処するのかといったことについて、今後更に検討することが必要なのではないかと考えております。

以下、各論点についての御意見を御紹介させていただきます。

まず、1番目の通報対象事実の範囲を検討するに際しての考え方でございます。



1 番目の「・」でございますが、この法律で考える「公益」とはどこまでなのかを考えるかを整理する必要があるのではないかといたした御意見でございます。

8 ページ目に行っていただきまして、最初の「・」でございますが、一般法理で保護されるための要件との比較で検討する必要があるのではないかといたした御意見。それから、法改正によって、立証責任の転換でありますとか、行政罰、刑事罰などを導入するというのであれば、一定の絞り込んだ公益性の高いものにせざるを得ないのではないかといたした御意見を頂いています。

他方、現行法は、通報対象事実を広く認めているのであって、全く拡大の必要性がないといった反対の御意見も頂いているところでございます。

2 番目に、現行法は、最終的に刑事罰の担保がある法律違反を対象事実としているわけですが、その限定を外すべきかどうかという論点でございます。

これに肯定的な御意見といたしましては、行政処分ですとか、民事ルール、自主規制によって公益の保護を図っている場合もあるということで、犯罪行為となる法律違反に限定する必要はないのではないかといたした御意見でございます。

他方、慎重・否定的な意見でございますが、犯罪行為であれば、それを是正することに公益性があることは明らかなのであって、通報対象事実としての明確性もあるのではないかといたした御意見も頂いております。

3 番目でございますが、行政処分の対象となる法律違反という限定を外すことについてでございます。肯定的な御意見といたしまして、実際の労働者からの通報というのは、ほとんどセクハラ、パワハラ等々の通報であるということで、民事上の違法行為についても、ある程度含めていく必要があるのではないかといたした御意見でございます。

それから、9 ページの二つ目の「・」に参りまして、条例についても、通報対象事実に含めるべきではないかといたした御意見も頂いております。

他方、慎重・否定的な御意見といたしましては、セクハラなどにつきましては、これを通報対象事実とした場合、明確性に問題が生じると。さらに、これらを公益通報の枠組みで考えることは、やや広げ過ぎなのではないかといたした御意見でございます。

さらに、条例の問題につきましては、4 番目の「・」でございますが、全国で現在制定、施行されている条例というのは膨大な数になるということで、これを列挙していくということは技術的に困難なのではないかといたした御意見を頂いております。

それから4 番目でございますが、現行法では、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律違反といった法律の目的についての限定が付けられているわけですが、それを外すことについての論点でございます。

これについて、肯定的な御意見といたしましては、法律違反に当たることが分か

ったとしても、公益通報者保護法によって、保護の対象となるか更に調べなくてはならないということは予見可能性を低めるのではないかといったこと。

それから、公益性の高いものを含めていくということであれば、現在抜けております税法ですとか国家公務員法違反なども当然入るべきではないかといったような御意見を頂いているところでございます。

他方、慎重・否定的な意見でございますが、10ページに行っていただきまして、現状でも相当数の法律が列挙されているのであって、不足はないのではないかといった御意見を頂いております。

5番目の通報対象事実の規定の方式のところでございますが、通報者が法律違反であろうと考えたことが全て含まれるということであれば、予見可能性は安定してくるということで、ある程度抽象化した基準にしたほうがいいのではないかといった御意見があった一方で、現在の政令列挙方式を前提とした上で、ガイドブックなどで一般の人に分かりやすくするようなことが、むしろ適当なのではないかといった御意見もございました。ということで、引き続きこういった個々の論点について検討していく必要があるということかと思っております。

第3の切迫性の要件のところでございます。これは通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを保護要件とするものでございますが、これについては、ワーキング・グループにおきましては、あってもなくてもよくて、削除しても構わないのではないかといった御意見を頂いておりますが、この件につきましては、ワーキング・グループにおいて余り時間がとれなかったから御意見が十分に出なかったということでございまして、他方、検討会におきましては、これは削除した場合に、際限なく通報が正当化されてしまうといった慎重な御意見もあったことも踏まえまして、今後十分に検討していく必要があるのではないかと考えております。

なお、法改正によるのではなくて、通報対象事実が発生する前の段階において、具体的にどのような状況であれば保護されるのかということを検討した上で、逐条解説等で明確化するという方向も考えられるのではないかと考えております。

第4の主観的要件のところでございます。これは通報が不正の目的でないことを保護の要件とするものでございますが、これにつきましては、公益通報者保護法は通報者を保護する規定であって、やはり最低限「不正の目的がなく」という条件というのは必要なのではないかという御意見を頂いております。

それから、第5の不利益取扱いの範囲のところでございます。これは通報者に対する不利益取扱いの内容として、降格、減給などの労務上のもののほか、公益通報をしたことを理由とする「裁判の提起」という言葉も含めるべきであるといった御意見があったところでございます。

これにつきましては、公益通報を理由とする裁判の提起などが不利益取扱いの対象となるということが明確になるように、逐条解説などで明確化していくといった

方向も考えられるのではないかとと思われます。

11ページ目に行っていただきまして、第6の通報と不利益取扱いとの因果関係についての立証責任の緩和等でございます。

まず、立証責任を緩和等することについて、肯定的な御意見でございますが、通報と不利益取扱いの因果関係の立証に通報者が苦勞するケースは実際にあるのであり、それを通報者の負担とするのは酷なのではないかといた御意見を頂いております。

それから、4番目の「・」になりますが、通報と不利益取扱いとの蓋然性が高いことですか、政策的な必要性が高いことなどを踏まえて緩和等を行うことが必要なのではないかといた御意見。

それから、最後の「・」のところでございますが、事業者側にとっては、通報を受けることというのは業務の一環であるということで、事業者側に立証責任を負担させても不公平とまでは言えないのではないかといた御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な意見でございますが、実際の裁判におきましては、争点ごとに、事業者と労働者の間で立証責任が分担されているということ踏まえまして、立証責任の緩和等につきましては、それぞれのケースごとに考えていく必要があるのではないかといた御意見でございます。

次の「・」のところは、男女雇用機会均等法の例を参考にして御議論を頂いた経緯がございますが、これにつきまして、公益通報の場合は、妊娠・出産と同程度に保護する必要があるのかということについて検討の余地があるほか、公益通報の有無自体が争点になることも十分想定されるということで、直接の比較にはならないのではないかといた御意見を頂いております。

このように、全体としては立証責任の緩和等を行うべきとの意見が比較的多かったというところでございますが、やはり前提事実と推定される事実との蓋然性が十分かといったことですか、政策的な必要性が高いのかといったことについて、今後更に検討していくことが必要なのではないかと考えております。

さらに、12ページなかほどの、仮に立証責任を緩和する場合における個別の論点というところですが、時間的近接性の要件ということで、不利益取扱いとの蓋然性を一定以上に高める必要があるということで、通報から一定期間内の不利益取扱いに限定するのが適当なのではないかといた御意見を頂いております。

第7といたしまして、外部通報の要件でございます。最初に、2号通報、すなわち行政機関への通報に係る真実相当性の要件についての論点でございます。

2号通報における真実相当性の要件を緩和することについて、肯定的な意見といたしましては、裁判例の分析などを行いますと、やはり真実相当性の立証のハードルは高いのではないかと。本人の供述だけで真実相当性を認めてもらうことはかなり厳しいのではないかといた御意見でございます。

それから、3番目の「・」でございますが、2号通報というのは、職員が守秘義務を負っていて、監督権限がある行政機関に情報提供する行為であるということで、犯罪行為である名誉毀損行為を免責する場合と同じ要件を設定することは妥当ではないのではないかといった御意見でございます。

13ページ目に行ってくださいまして、慎重・否定的な意見でございますが、そもそも「相当な」という理由が厳格であるという前提が間違っているのではないかと。ほかの「合理的な」等の文言と比較して、「相当な」というのは比較的緩やかな要件なのではないかといった御意見でございます。

さらに、実際の民事裁判においても、真実相当性の立証のハードルというのは高なくて、逐条解説などにも、関係者による信用性の高い供述の場合でも認められる場合もあるということで、ハードルはそれほど高いとはいえないのではないかと。といった御意見でございます。

さらに、下から2番目の「・」でございますが、2号通報の要件については、誠実義務違反を免責するものであるということ踏まえて何らかの客観的なものが必要なのではないかといった御意見を頂いております。

このように、2号通報につきましては、守秘義務を負っている行政機関への通報ということで、真実相当性の要件を緩和すべきではないかといった意見が比較的多かったのではないかと考えております。

他方、通報内容の信用性を確保するですとか、あるいは誠実義務を免責するための要件として、何らかの客観的な要件というものが必要であるということも事実ですので、どのような対応があり得るのかといったことについて、今後更に検討していくことが必要なのではないかと考えております。

以上を前提といたしまして、仮に何らかの措置を行うとした場合の個別の論点でございますが、まずその具体的な方法についてでございます。真実相当性に代わって、行政手続法で用いているような「思料する」という要件を使うべきではないかといった御意見。それから、「通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることを疑わせる事実」ですとか、「何らかの疑いがある」といったことを要件とすべきではないかといった御意見を頂いております。

その他の措置ということで、法改正を行うこと以外にも、ガイドラインや逐条解説等において、2号通報で要求される真実相当性の具体的な内容について明確化するという方向もあるのではないかと。といった御意見を頂いております。

14ページ目を御覧ください。2といたしまして、3号通報における真実相当性の問題でございます。これにつきまして、肯定的な御意見といたしましては、2号通報と同様に、真実相当性の立証のハードルが高いといった御意見がございました。更に自分を様々なリスクに晒すことになる公益通報を行うに当たって、いい加減な気持ちで通報する人は余りいないのではないかと。といった御意見もございました。

他方、否定的な御意見でございますが、3号通報については、場合によってはすぐに通報内容が公になるということで、通報内容が真実でなかった場合、情報が外部に流されることによる事業者への被害が大きいのではないかとといった御意見。それから、一番最後の「・」ですが、真実でない情報を外部に開示した場合について裁判所は厳しい判断をしているということで、3号通報について、真実相当性の要件を外すことには反対であるといった御意見も頂いております。

こういったことを踏まえますと、事業者の正当な利益を侵害するおそれがあるという点において、2号通報と3号通報を同等と考えることはできないのではないかとということで、この点については、慎重に検討する必要があると考えられようかと思えます。

3番目の、3号通報における特定事由該当性のところでございます。これを緩和することに肯定的な御意見といたしましては、真実相当性の要件に加えまして、不利益取扱いのおそれありますとか、証拠隠滅のおそれなどについて、更に立証していかなければならないというのはハードルが高いのではないかとといった御意見でございます。それから、名誉毀損の裁判では、現行法のイからホに当たります特定事由というものが問題になっておらず、名誉毀損の違法性を阻却する要件との比較においても過重なのではないかといった御意見もございます。

他方、慎重・否定的な御意見でございますが、労働関係の法律違反などにおいては、基本的には労基署に申し立てる仕組みになっているということで、やはり直ちに外部通報させるような仕組みというのは混乱を招くのではないかとといった御意見。それから、現行法のイからホに該当するというのは、基本的には一つに該当すればよいということですので、その一つ一つの事由というのは、それほど無理な条件ではないのではないかとといった御意見も頂いております。

それから、15ページに参りまして、考え方についてとございますが、特定事由について検討するに当たっては、やはり2号通報と3号通報の関係をどのように捉えるのかということについて検討しておく必要があるのではないかと御意見でございます。

特定事由該当性の要件が過重であるといった御意見が比較的多かったというところでございますが、現在のイからホの事由と類似のものを新たに特定事由に加えるといったことによって要件の緩和を図ることもできるということですので、その具体的な方法、適当なものがあるのかといったところについて、今後更に検討していく必要があると考えられようかと思えます。

(2) ですが、仮に緩和する場合における個別の論点ということで、具体的にどのような方法があるかというところでございますが、ワーキングにおきましては、既に犯罪が発生した場合でありますとか、行政に通報して行政が対応してくれないケース、それから、財産被害で重大な場合といったこと、それから、是正が期待で

きないといったことを一般的な要件として加えるといった方法について、具体的な御提案を頂いたというところでございます。

取りあえず、前半部分の御説明は以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それではまず、只今御説明のありましたところのうち、通報者の範囲及び通報対象事実の範囲について、御意見等を頂ければと思います。切迫性の要件以下の論点については、後ほどお時間をお取りします。

それでは、御質問や御意見のある方、お願いします。

どうぞ。

○河口氏 只今の通報者の範囲の中で、退職者のところですが、これは実際に私どもが行っておりますヘルプラインの勉強会等で、大手の企業が中心という限定はありますが、既にこの部分は取り入れている企業が最近は増えてきているという報告がありましたので、御報告しておきます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 個別の議論に入る前に、消費者庁さんに御質問させていただきたいのです。

私は、第1回から第9回までのワーキング・グループを傍聴させていただきました。それで、委員の方々が真摯な議論をされて、議論も、ワーキング・グループが始まった頃より随分練度が高まったと思っているんです。

ただし、正直、項目ごとに法改正に肯定的な方と否定的な方があって、その対立がいつまでもずっと続いているという印象が見受けられます。

例えば、通報者の範囲のところであれば、ほぼ、一致しそうなところというのは、退職者ぐらいだけなのかなと受け止めています。それを全体に並べると、どうなるのか、私は、消費者庁さんが「第8回、第9回ワーキング・グループにおける主な検討整理」として取りまとめられた資料の各項目の今後の方向性の締めくくりの表現を見ていると、大体、法改正の方向性が○、△、×と別れているのが分かります。要するに、法改正の方向でもっとやってみようという項目と、今後更に検討する必要があるという項目、そして、もうちょっと慎重に検討する必要があり、法改正は無理ではないかという項目です。そういう観点から見ると、現段階で法改正をやるというふうに向づけられたものは、本当に数項目しか残りません。

この検討会は、法制定時に附則で5年後の見直しを定められたけれど、5年経った時に見直しが検討された専門調査会では結論が出ず、それで、「必要な措置の検討を早急に行った上で、検討結果を踏まえ必要な措置を実施する」と閣議決定され消費者基本計画に基づき、作られました。初回からすでに1年半が経ち、もう取りまとめの時期に入っています。その中で、法改正に賛成、反対、両論併記の表現でまとめられると、通常の審議会の原則でいえば、審議会に当たるこの検討会で両論併

記になっているものを法改正なんてとてもできないと思うんです。

だから、この中で本当に全会一致しているものを数項目挙げられるだけのような法改正を目指されるのか。それとも、やはり、ここは一步前に出て、先ほど長官のお話にもありましたように、この制度を充実させていこうという意味で、政策的な判断も入れられて、法改正が必要だとする項目を付け加えて、制度の改善が見込める法改正をやられるのか。その辺りの考えをお伺いしないと、この時期に至って、意見をどう言うのか、難しいと考えるので、是非その点を伺いたいと思います。

○加納課長 井手委員の御指摘のとおり、現時点で、まだ、賛成・反対の意見の乖離が大きい論点がどちらかという多数残っている状況だと思います。

それぞれの意見には、それなりの理由があると思っておりまして、やはり慎重・否定的な御意見も、それなりの懸念があるからこそ、そういう御意見があるということだと思いますので、そこをどう見ていくかということだと思います。

私どもとしては、できるだけこの制度の実効性を上げるように努力をしていかなければいけないと思いますが、他方で、制度改正ということになりますと、なぜ制度改正をするのか、しなければならないのか。あるいは既存の法制度との整合性はどうかといった様々なクリアしなくちゃいけない問題があるのも現実でありますので、現時点では、まだそこまで至っていない論点が多いという状況は、率直に認めざるを得ないと考えております。

ただ、だからといって法改正をしないのかということ、そうではなくて、やはりできることからしっかりとやっていきたい。そのできる範囲の量がどれぐらいになるかというのは、まだ、私どもとしては努力しなくちゃいけないと思っていますし、検討会の委員の皆さんの御意見も頂きながら、更に検討を進めていきたいと思っております。

○井手委員 加納課長から頂きました答えは、前向きなものと考えさせていただきたいのですが、是非、この場でワーキング・グループの委員の方とか、消費者庁の担当者の方に申し上げたいのは、一人の困っている人がいるのを知りながら救えないというのは法律じゃない、そんな法律はあり得ないという点です。

私は、第1回の検討会のときに、通報者に対して、今、ここまで不利益取扱いが来ているんだという意味で、私が担当した女性の告発者について、お話をさせていただきました。監督機関が調査のきっかけは内部告発だと相手先に告げたことをきっかけに、相手先がその女性からの告発だったのではないかと疑いました。そして、その女性は地下鉄のエスカレーターから突き落とされて、肋骨が2本折れる大けがを負いました。その2日後には、LINEのアカウントが乗っ取られました。そのとき、私が何を心配したのかということ、自殺でした。私は、女性が受けた精神的なダメージを癒せるよう、ずっとフォローさせていただきました。エスカレーターの被害について警察に届けるよう、だいぶ勧めたんですが、怖くて、女性は被害届けを

出すことはできませんでした。でも、御主人と息子さんがしっかり励まされたお陰で、立ち直ることができました。

法律というのは、被害を受けた人が自殺に至ると、その被害を二度と繰り返さないように作られるという歴史をたどっています。この検討会の2日前に、いじめを受けた大津の中学2年生の自殺から5年になりましたが、あの自殺を機に、いじめ防止対策推進法ができました。

それから、これは、私、論説委員時代の2003年に担当したんですが、大阪府八尾市で、ヤミ金の取立てに追われた御夫婦と奥さんのお兄さんの3人が線路自殺したことをきっかけに、貸金業規制法と出資法が改正され、いわゆるヤミ金対策法が制定されました。

じゃあ、公益通報者保護法も、通報者が自殺するような事態になってから、法改正するのですかと問いたいのです。配布資料の各委員の意見の中に、川島委員が、精神的なダメージも不利益取扱いに入れるべきだと言われた意見が紹介されています。公益通報者の方々もまさに、その意見で問題にされたように、精神的に追い詰められています。自殺の一步寸前の状態にある方もいらっしゃるのを否定できません。

串岡委員の場合は、御承知のように、御自分が所属しておられた運送業界のカルテルを通報した後、初任給のままずっと給料は据え置かれ、草取りや雪下ろし、布団の整理などの閑職に就けられて、暴力団員から御家族が脅されてもいるわけです。そういう実態があるということを踏まえられて、是非、通報者の立場に立って、法改正の項目を考えていただきたいということを申し上げます。

ワーキング・グループの中で、拝師委員が法改正を導入する意見を述べられたときに、法改正に反対の立場をとる委員の方に、では、対案は何かあるんですかとおっしゃられました。私も全く同感です。この項目を入れないというのであるのなら、精神的な被害も受けている通報者を救うために対案が何かあるのかと、そういう観点でもう一度、最後に検討していただきたいと思います。是非よろしく願います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。土田委員、どうぞ。

○土田委員 ありがとうございます。私もワーキングにオブザーバー参加いたしまして、座長を始め各法律家の皆様には非常に多くの課題を真剣になって御議論いただいているのを拝聴しております。それはそれで非常に感謝しております。

ただ、私も公益通報者の範囲の拡大には議論のなかで肯定的な意見として取り上げておりますが、賛成です。やはり範囲を拡大するということが、公益通報者保護法の活性化には、私は欠かせないと思っております。

資料の中の委員の発言にありましたように、通報者が誰かによって通報の価値が



変わるものではないと。この言葉というのは非常に重くて、これに基づいて、その範囲を広げるといえるのは、私は適切と思っています。

そして、通報の対象ですが、対象を広げるといえることも、私は賛成です。つまり、公益通報といえども、保護法違反と言われて、400以上の法律のどこに関与して保護法違反になっているのかということを知っている国民や消費者といえるのはほとんどありません。その中で自分が思っていることを、恐らくこれはおかしいと思って発言することを公益通報に当たるということで救っていただけるなら、むしろ私は通報対象を広げるべきだと思っています。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、川島委員、どうぞ。

○川島委員 ありがとうございます。今日頂いた資料について、内容については特に申し上げることはございませんが、6ページ目の(2)の取引先事業者に関わる個別の論点について、1点、お願いしたいと思います。

取引事業者といった場合に、取引事業者そのものを指す場合と、取引事業者の従業員を指す場合がございます。

お願いしたいと申しますのは、取引先の事業者の従業員が通報者となった場合に、その所属する企業から不利益な取扱いを受ける場合もあると思います。また、通報を受けた取引先が、その通報者の情報を第三者に開示をし、通報者が不利益な取扱いを受ける場合もあると思います。そうした場合の保護、救済も法律に定めるべきだということをこれまで申しておりまして、そうした点についても御検討を頂けたらと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 私は、ずっとワーキング・グループの意見を聞いてまいりました。確かに議論は進んでいるんですが、やはり各論的な議論が多くなっています。私の場合は、公益通報、内部告発というのは、その原点は何なのかということを常に考えるようにしております。そういうこともありまして、私はここで意見書を出させていただいたわけです。

常に原点に戻るといえることで申しますと、この公益通報者保護法は、民事ルールのなわけです。民事ルールである限り、最終的には、労働者が裁判を行わなければならないこととなります。最近の幾つかの裁判例を見ていまして、裁判で勝っても、引き続きまた裁判を行わなければならない現実があります。こういう厳しい現実にあつては、裁判も必ずしも本人を救うものではない、労働者を救うものではないという現実が明らかになってきたと思います。

そういうことの原因は何なのかといいますと、私の書きました、7ページにも書きましたのですが、これは労働者を守る法律ですから、労働法の範囲に当然入ると思います。労働者が保護される。労働者だけが保護されるだけというのは議論の余地があります。私もそれに対しては、それが正しいとは思っていないわけですが、今、労働者に限定したとしても、この労働基準法というのは、帝国議会の最後の昭和22年9月に成立したのですが、基本的にはそこは変わっていないと思います。労働組合法とか、労働関係調整法は修正があったりしてきているわけですが、基本的に労働者を守る法律は、強く国が関与しているということです。国が全面的に労働者を守るんだという姿勢が強くあらわれています。これは私が持っている本ですが、石井照久という東大の教授だった人は、労働基準法は国が強行的基準、多くの場合は罰則の裏付けがあるということでもって臨んでいます。労働基準の強行法的性質と、そして、行政機関の監督を広範に予定しています。これは労働法の極めて初歩的な本の中にも書いてあるわけですし、労働基準法というのは、民事ルールではないわけです。民事ルールで労働者が果たして守られるのかという点が、やはり僕は極めて問題だと考えています。

公益通報者保護法は、その目的の方では高らかに、公益通報した労働者を守らなければならないと言っているんです。しかし条文の方に目を転じますと、これが全く逆の立場になって、公益通報ができないような規定になってしまっているわけです。公益通報者に対して、よくぞ勇気を持ってやってくれましたという法律になっていないです。その原因は民事ルールにあります。公益通報者である労働者を守るというのであれば、労働基準法の精神を、当然にして公益通報者保護法に入れなければならない。労働基準法の精神をここに入れるとなりますと、労働基準法にいろいろある条項とは全く違ったこととなります。全く違った報復を受けているわけですから当然です。

私の場合を申しますと、29歳で会社での将来性がなくなりました。内部告発に対する制裁、組織の裏切りという意識は、まだまだ日本の企業の中にあるわけです。

「君よく言ってくれた」と会社から評価されて出世していったという人はなかなかいないわけであります。そういう厳しい現実にある限り、なかなか物が言えないと、通報できないという現実は変わっていないということになります。

例えば、企業の立場からいえば、違法行為も不正も自分のところへ言ってもらいたいかもしれないけれども、国民や国家や消費者の立場からいえば、違法行為を行っているとなれば、非常に大きな被害が出るものについては、やはり新聞に行ってもらいたい。あるいは行政機関に行ってもらいたい、となります。行政機関、国会、検察、警察もあるわけですから、そういうところへ通報してもらいたいと思うはずなんです。ですから、企業を守らなければならないということになれば国家も守らなければならない。企業を守らなければならないという立場であれば国民を守らな

なければならないし、企業を守らなければならないということになれば消費者を守らなければならないということ、この比較をしなければならない。

ちなみに、例えば、証拠の問題についても、証拠というものは、やはりある程度必要であります。しかしながら、これは企業の契約違反とかを問われることの危険性は常にあるわけです。窃盗罪とかに問われる可能性も現にあるわけです。この危険を冒して、通報するまでの決意が出るまでには、非常に困難な過程を経なければならないのだということを是非分かっていたいただきたいわけです。非常に内部から、違法行為の証拠となる書類を出すということは、これは一つ法律で設ける、設けないの次元の問題ではなくて、リスクがあります。企業の不正でも何でも無いものは企業の法益としてしっかり守られるべきなのは当然のことですが、違法行為まで企業が保護される法益では全くないんだという、これをしっかりと認識を共有していかないと、この法律はうまくいかないんじゃないか。

ですから、もうそろそろ気持ちの精神的な面で、消費者庁の方々も、前向きな改正をされるべき決意を前面に出されていい時期じゃないかと私は思っています。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございました。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 先ほど、総論として、自殺者が出てから法改正をするつもりなのですか、それでは遅すぎますという私の気持ちを過激に申し上げたんですが、今度は、各論としての意見を2点、述べます。

通報者の範囲と通報対象事実の範囲に対する意見です。いずれも、配布資料の「WG等における委員の主な意見」の27ページに私の意見が載っていますので、参照ください。27ページの一番上に通報者の範囲に関する意見が載っており、一番下の項目で、通報対象事実の範囲に関する意見が掲載されております。

先ほど太田企画官から、通報者の範囲を「何人も」と広げる改正に対する説明の中で、現行法では保護されない通報者がいらっしやるという説明がありました。私は、ワーキング・グループの論議についての中間報告があった第11回検討会で、病院の患者さんとか、福祉施設における入所者、あるいはスポーツ選手について、女子柔道の日本代表選手への体罰を告発した具体的事例を出しながら、現行法では保護されない通報者の存在を示しました。併せて、ワーキング・グループで、現行法では保護の対象になっていない通報者の問題を討議していただくよう、要望していたのですが、残念ながらその後のワーキング・グループでは個別の議論はありませんでした。こういう方々の保護、救済をどうするのかということを考えていただきたいと、改めて申し上げます。

今、横浜の病院で、連続中毒死という事件が起こっております。この件については、どういう立場の人からなのか、分かりませんが、内部告発が横浜市に届いてい

たと報道されています。仮に、病院の患者さんが、何か不審なことが自分のそばで起きているんじゃないかという疑念を抱かれ、そして、病院当局なのか、市なのか、どこかに通報した場合、現行法で、この人たちが守られるのでしょうか。この人たちははっきり言って、命がかかる通報だと思います。通報したということが相手に分かれば、消毒剤を点滴に入れられるかもしれません。そういう危惧に対してどうするのか、どうやったら危惧を払拭できるかという視点から考えると、私は、ワーキング・グループで、田中委員がおっしゃった意見なんですが、「何人も」と規定することも選択肢として排除すべきではないという意見に賛同します。通報者の範囲に関して、どんな規定を定めたところで、どこかで線引きをすれば、外れる人が出てきます。だからこそ、「何人も」と広げるのが現行法の穴をふさぐ意味で、然るべきではないかと思っております。

それから、通報対象事実の範囲であります。これについては、私は、過去の検討会では、今の法律では犯罪と捉えられないけれど、不正の事実が告発されて世に出ることによって、法改正につながるような脱法行為も通報対象事実に加えるべきではないかという意見を申し上げてきました。残念ながら、そうしたところまでの議論にはなっていないので、百歩下がって、公益を犯罪要件と捉えるということとした場合というワーキング・グループでの議論に沿って、意見を申し上げます。現行法で通報対象事実として定めている457本の法律で、すべての犯罪をクリアしていれば、私は、その議論にうなずくかもしれません。でも、犯罪行為が公益と言っておきながら、現行法の通報対象範囲の457本の法律には、明らかに犯罪である税法違反とか、補助金適正化法違反とかは入っていないわけです。政治資金規正法違反やあっせん利得処罰法違反も対象範囲になっていません。これはなぜなのか。現行法の制定過程において、通報対象範囲の法律の目的を、国民の身体、生命、財産に関わるものということで括られ、それに当たらないということで外されたわけですが、どう考えても理屈が通りません。税法だって、補助金適正化法だって、国民の身体、生命、特に財産に関わっていないと、なぜ、言えるのでしょうか。では、そうした矛盾をどうやって解消するかということなんです。毎年新しくできる法律を、公益通報者保護法の通報者対象事実の範囲として定めた法律を列挙した別表の中に加えるかどうかというのは、消費者庁と、当該法律を所管する主務官庁が協議されて、その綱引きで決めているということですよ。そういう手続きを踏んで、一本一本積み重ねるのがいいのかというと、私はとても、そうは言えません。役所の忖意が絡み、透明性の部分から問題があります。犯罪ならすべて通報対象事実の範囲になりますよということで対象にする方が、通報者にも通報される側にもよほど分かりやすいと思います。公益とは犯罪行為に関わることだと言っているのに、どうしてそれができないのか、私には不思議に思えてなりません。

犯罪行為に加え、行政処分の対象行為であれば、これも公益に資することは間違

いないでしょう。犯罪プラス行政処分ということで、そうした行為すべてを通報対象事実に定めたら、通報者や通報先が一々別表を見なければいけないとかという話もなくなります。是非、そうした方向の改正をお願いしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、通報者及び通報対象事実の範囲以外の保護要件について、御質問や御意見などがありましたら、お願いいたします。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 確認ですが、10ページ目、11ページ目、このあたりでよろしいですか。

○宇賀座長 はい。

○川島委員 それでは、3点ほど申し上げます。1点目は、10ページ目の第5、不利益取扱いの範囲についてであります。第1次報告書の中で、44ページ目ですが、労務上の不利益取扱いの具体的な内容について、ハラスメントを含めて明確化する観点から、法又はガイドラインにおいて明記することについて、概ね意見の一致が見られたという記述があります。また、その後の③番目の今後の方向性の中で検討を進めるべきであるとまとめています。その点について、この部分で、具体的な御検討をお願いしたいというのが1点目です。

その際には、これまで私ども意見を申し上げておりましたが、降格、減給に加えて、公益通報を理由とする懲戒処分、降格・配転命令、継続的取引の停止、解除といった報復的不利益取扱いなどについても禁止対象とする、不利益取扱いの範囲に含まれることを法律に明記をするということですか、不利益な取扱いには、こうした経済的不利益に加えて、精神的不利益などの一切の不利益を含むものとし、要注意対象者名簿への掲載なども不利益な取扱いの範囲に含まれるものとして法律に明記するといった点について、御検討をお願いしたいと思います。

次に、2点目でございますが、この不利益取扱いの効力についてであります。具体的には、この10ページ、11ページ目のところに追記をお願いしたいということです。これも第1次報告書の45ページ目の中に、通報を理由とする不利益取扱いの効力を法に明記することについても、併せて検討を進めるべきであると取りまとめられております。

具体的には、公益通報を理由とした不相当な懲戒処分、濫用的な降格・配転命令、継続的取引等の停止、解除などについても無効であると法律に定める。また、経済的不利益に加え、精神的不利益など、一切の不利益を含むものとし、保護・救済の対象にするべきといった意見をこれまで申しておりました。そうしたことも踏まえて、ワーキングの中でも御検討を頂き、最終報告書につなげていただきたいと思います。

最後、3点目でございますが、これは11ページ目の第6の一番目に、立証責任を

緩和することについてということと、前のページの第4番目の主観的要件、両方に関わる内容だと思います。

具体的には、主観的要件における不正の目的の存在について、これも第1次報告書の43ページ目では、不正の目的は、被通報事業者側が立証する必要があることを法文上も分かりやすい形で明確にすべきとの意見もあったと紹介を頂いております。この点についても、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 今、川島委員の言われた、通報と不利益取扱いの因果関係についての立証責任の緩和等ではありますが、これは挙証責任の転換という形で、大きく私は取り上げるまでの必要のないことであって、本来なら、刑事事件ではありませんので、民事の場合は、私が一番最後の挙証責任の転換の15ページに書きましたように、刑事の場合は、裁判官が、この人が有罪だという確信を得るまでの心証を得なければできない。90%の確立でこの人が犯人であるというだけでは、有罪を下せるものではないわけですね。非常に厳しい不利益な罪を着せる場合は、また冤罪などを起こしてはならないということもありまして、有罪とするには100%の確証が必要なわけです。

しかし、民事の損害賠償とか、こういう公益通報者の裁判にあっては、この挙証責任というのは、私も裁判をやってみて思い知りましたが、非常に重くのしかかるということです。

その問題は、裁判をやってみますと、会社側はほとんどのことに対して私の虚偽だ、虚偽だと言ってくるわけです。そうすると、その虚偽でないということを全部書類とか何かで証明することはできないという現実があります。

私はこれこそ真実である、事実であるということの正直なつもりで言っていました。自分のことは自分でよく分かるわけですが、それが必ずしも裁判官も人間ですから、もう6割、7割を事実である、真実であると受け止めてくれたら、もうそれはとてもありがたいと思わなければなりません。他の人の裁判では必ずしも認めてくれないという現実があります。

ですから、私は何回か前の検討会においても、挙証責任の転換というより、51%の証明があったら、それで民事裁判は、公益通報者のほうに軍配を上げてもいいのではないかということを申しておりましたのですが、それでもまず裁判をやること自身に、公益通報者は非常に苦勞しなければならないわけですね。裁判は、一審で勝っても二審で負けた。一審で負けて二審で勝てればいいのですが、そういう曖昧な状態になりますと、本当にそれが公益通報で、国民のためになったり、消費者のためになったという、明らかに公益であったとしても、なぜ裁判をやらなければならないんだという思いになります。何でこういう目に遭わなければならないという

ことになります。そういう人の例を見ていけば、民事ルールでは先ほど言いましたけれど、問題があります。と同時に、この挙証責任の転換というのではなしに、そもそも民事訴訟というものは、そういうものなのだという形で、私はここに当時の刑法学者の藤木英雄さんの意見を書いているわけです。

藤木氏は、素人が疑わしきは罰するという意味だと受け取っても、不正確ではあるが、そう大きな間違いではないとまで、ここで述べております。

なぜ、こんなことを述べましたかというのと、この人の本は、書いた中に納まっているのは、昭和42年ごろに、厚生省と通商産業省が対立したことがあります。それは水俣病の水銀問題ですが、これは厚生省が調査をして、メチル水銀がこの公害の原因であるのではないかという調査結果を公表したら、通商産業省のほうは、刑事論理でいけど、「疑わしきは罰せず」でいってくれということでした、その翌年に、全く相対するような、同じ役所であっても、一方は被害者のほうに立つ、一方は経済界に立つという形で相争われたことから、この藤木英雄という人は、そういうことを言っていたわけです。

先ほど言いました刑事の場合は、国家が検察庁、警察庁、そして、そこに有能な人がいて、公費をつぎ込んで、そして捜査ができる。裁判を行えば、裁判官も何らかの証拠調べができる。これを挙証責任は、裁判に訴えたんだから公益通報者が証明を全部を負わなければならないということは、これは過酷なことでありまして、少なくとも公益通報者というのであれば、その勇気を後押しするような、そういう理念を持っていないのであれば、何の意味もない、公益通報者保護法の名に値しないということになります。

私も13ページにこれに書きましたんですが、これは1980年ほどの朝日新聞の記事です。当時、ウォーターゲート事件の後、不正を知ったら、それを公にするのが国民の義務だと、もうアメリカ国民はそういうふうなまで考えているわけです。その後、昨年、消費者庁でヒアリングを受けられました朝日新聞の記者の方は、アメリカ政府による内部告発者保護の中で、違法行為や重大な管理不備などに関するいかなる情報開示があっても、それを理由にしてその職員に人事行為をしてはならない、まで踏み込んでいることを、御自身の著書の中で書いています。

その後、これは読売新聞のものですが、1990年代にアメリカの経営大学院で学んだ方は、こういうことを言っています。「あなたが働く企業内で不正や反社会的な行為があるのを見たとき、一人の市民として黙ってはいけません。それは組織としての論理を超えた人間としての義務だ」ということを授業で教えているわけです。そういう意味で私は、この法律は挙証責任、立証責任というものは、そもそもそういう過酷な証明までする必要はないんだと考えます。どちらかがどちらのほうで、それらしいと、どうも通報を機に、全く違ったところに異動させられたということ、本来ならば、会社が説明したのと、本人が説明をして、どちらがどちららしい

なんていうことで判断して問題ないんだということです。そうでないと、とてもじゃないが、今の裁判では、裁判自身をまずやるのも大変なのに、次に勝訴しなければならない。勝訴したって、どれだけでも生涯の労働人生を奪うことが企業にはできるんですから、この点は是非考えておいていただきたいと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。井手委員、どうぞ。

○井手委員 すみません。外部通報の要件もよろしいのでしょうか。第7の部分は後ですか。

○宇賀座長 いえ、15ページまでです。

○井手委員 それでは、3号通報の要件に関して意見を申し上げます。

基本的にワーキング・グループの議論の流れ、あるいは検討会での議論を聞いていまして、これは、3号通報に関わっている私の委員としての責任も十分あると思っているんですが、そもそも3号通報というのは、どういう役割を果たして、どういう意味があるのか、3号通報の意義に関する議論が、まだまだ足りないんじゃないかなと痛切に感じています。

法制定時の審議会、それから、島田委員が座長をされた、法制定から5年後の専門調査会でも、3号通報というのはいろいろな種類の通報先があることもあって、意義の部分の議論は深まらなかったと言ってもいいと思います。私は、自分が3号通報に関わる職務に就いている関係もありまして、3号通報は、1号、2号とのバランス、制度上の牽制という機能だけでなく、それ自体で大きな意義があると確信しています。是非それを御理解いただきたいのは、1号や2号との違いです。3号通報先は、その通報が、たとえ公益通報者保護法の通報対象事実の範囲であろうとなかろうと、受け付けて、その真偽を調査して行って、世の中に明らかにしていくという意義があるという点です。

報道機関ではなくて、一例を挙げます。日本で初めてアスベスト被害が問題になった2005年のことです。クボタという大手機械メーカーに対して、労働者支援団体がその周辺住民の被害を受け付け、それをクボタに持って行って交渉しました。従業員や退職者にも被害が広がっていることが分かり、クボタが救済金を出すという動きになりまして、双方が記者会見をして、全国に報道されました。クボタの株価は、いったんは、その記事が出た午前中の段階では下がります。ところが、今度は反転して上がります。どうして株価が上がったかというと、外部からの通報に対しても社会的な対応をする、ちゃんとした企業なんだということが一つ。それから、アスベストに関する被害は、クボタに限らず、広く存在しているのではないかという点に国民レベルで気付いたというのが一つ。後に、アスベスト新法という被害者救済の法律ができるまでになりました。これが、クボタ内部、あるいは別のアスベ



ストを使用する企業の内部での通報だったら、こうはいかなかっただろうと推察できます。

こうした事例からいっても、3号通報というのは、世を変える面で、国民の生命、身体、財産を守る面で大きな意義を持つという前提に立ってお考えいただきたいと申し上げたいのです。これまでのワーキング・グループや検討会での議論を聞いておきますと、時に、3号通報というのは、風評被害をもたらす恐れがあるので、それを防がないといけないという面ばかりが強調され、意義の部分は見落とされているのではないかとの感を抱きました。それから、3号通報は、1号、2号の通報先を牽制する意義も大きいと思うのです。現行の公益通報者保護法が、1号、2号、3号の制度間のバランス、競争で成り立っているのは間違いありません。やはり2号通報というのは、受け付けるのは行政機関ですから、対象事実を法令違反に絞って、手順も調査も法令に則って、きちんとしたものでなければならない、あるいは、そうしたものにならざるを得ないのだと思います。

ところが、3号通報というのは、1号や2号に比べて、通報者寄りの立場に立って通報者を保護していくことを前提にして調査を進めていく、そうした1号や2号にない特徴にも私は意義があると考えております。したがって、そうした様々な3号通報の意義を考慮して、保護要件を緩和してほしいと思っています。最初の法制定のとき、衆院・参院の附帯決議で、今後の見直しの検討として付けられた項目は、通報者の範囲と通報対象事実の範囲、それから外部通報の保護要件の緩和でした。法制定のときから、ずっと、この三つが解決すべき課題として横たわっています。

それで具体的に申し上げたいのは、特定事由該当性の要件の緩和です。配布資料の62ページに私の意見が紹介されています。これについては、第11回検討会の場でも申し上げているんですが、この法律は、イギリスの公益開示法を下敷きにして作っていますので、ワーキング・グループでイギリス法との客観的な比較対照作業をやっていただいた上で、結論を出していただきたいという点です。

私がイギリス法と比べたところによりますと、イギリス法が、ABCDEとしている特定事由該当性の要件を、日本は、イロハニホと置き換えているんですが、その中で、そっくりそのままじゃない項目が幾つかあります。そこがイギリス法より骨抜きになっており、問題だと考えています。そっくりそのままじゃない部分の一つは、これは、ワーキング・グループでも指摘がありましたけれど、ニの「事業者内部への通報が20日を過ぎても調査が開始されない場合」という要件です。イギリス法は、調査が開始されない場合の対象に、行政通報、すなわち2号通報も定められていて、しかも日数制限はありません。事業者内部へ通報された人というのは、既に氏名がばれています。事業者内部への通報は怖くてできなかったのが、行政通報したけれど、行政が動かないということで、3号通報に来た人も守ることができるようになれば、実態から見ても、救済が広がります。

それから、これは拝師委員がワーキング・グループで指摘されているんですけど、最後のホの要件です。「国民の身体、生命に関わる通報」という要件に、イギリス法にならって、国民の財産や経済的な問題に関わる通報を加えてはどうか、という点です。私は、本来は、要件に関わる通報の範囲を全部取っ払ってもらって、「重大な要件」といった表現にするなど、抽象的な範囲にさせていただきたいのですが、それは、法制度上、どうにも難しいというのであれば、少なくとも、国民の財産、経済的な問題に関わる通報までは、拡大していただきたいと思います。

第1次報告書では、3号通報の特定事由該当の要件の緩和に関しては、具体的なシミュレーションを行って要件を緩和するかどうかを検討するという点でまとめられました。実際に消費者庁さんが、化血研と東洋ゴムについて、シミュレーションを行われた資料をワーキング・グループに提出されています。イからホの要件では、通報者を保護するのはなかなか難しいという結論が浮き彫りになったと認識しています。最近の実例から行ったシミュレーションの結果がそうだったのであれば、3号通報の特定事由該当性の要件を緩和した法改正をすべきだと考えております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 たびたび発言させていただきまして、ありがとうございます。

今、英国の開示法と公益通報者保護法の違いをちょっと井手委員が言われましたけれど、イギリスの公益開示法というのは、雇用権利法の43条から条項を加えた法律なわけですね。横に島田先生がおられるから、ひょっとしたら間違っているかもしれないですね。雇用権利法という名前からして、日本の労働基準法に当たるのだらうと考えております。

このイギリスの公益開示法は、その目的のところ、被害を被るにも関わらず、公益、あるいは関連した目的のために、情報を公開した個人を保護することを目的とすると、こう言っているわけです。最初がとても大事でありまして、被害を被るにも関わらずと言っているんですから、国は、こういう通報した人は被害を被るんだと認識しなければならなかったのです。被害を被るんだから、ではどのようにして保護するのか、ということから出発しているわけですね。そういうことから、これは単なる個人と会社との裁判だという認識ではないのです。公益開示者にだけ裁判の負担を負わせるわけにいかないということです。国家国民のためにしてくれているんだから、国としてあなたを守りますという考えが、労働局が訴訟を代行することに現れているのではないかと思います。

それから、一般の解雇の規定と違いまして、損害賠償金にも上限を設けていないわけです。だから、そういうふうに国がやはりしっかりと公益開示者のことを考えているという点が日本と違います。こういうところを全く、日本は学んでおりません。日本の場合は、不利益取扱いはいけない、降格してはいけないとかということ

は書いてあるんですが、そのために、何か特別に法律を設けたということはしていないわけですね。

僕は、この公益通報者保護法というのは、労働基準法との関係はどうなのかといえば、公益通報者保護法の方が特別法に当たり、労働基準法が一般的ではないかと思っているわけですが、問題は、特別法である公益通報者保護法が民事ルールというか、民法の不法行為とか債務不履行とか、そういうもので訴えなければならないということからも、私はやはりこういうところは非常に問題だと思います。

だからといって、この法律が全く機能を果たさなかったというつもりはなくて、この法律に深く関与された島田先生や松本先生がおられるわけですが、松本先生、ここでもヒアリングを受けられまして、こういう、先ほども言ったかもしれませんが、内部の不祥事を、外部、外に出してもいいんだよということを促したという意味では評価はできると思いますが、実質的に公益通報者を保護するための特別の規定が何もないというような、およそこのような法律なんかあるのかというのは、僕の印象であります。

○宇賀座長 ありがとうございます。

土田委員、どうぞ。

○土田委員 3号通報に関しましては、報道機関だけではなく、第6回のワーキングのときに、消費者団体、そして事業者団体、弁護士、被害を受けるおそれのある購入者、周辺住民等という文言が並べられており、様々な主体が主体となっております。

このような団体への3号通報に関しては、真実相当性や守秘義務を、要件を課すということは、私はふさわしくないのではないかと考えております。まして罰則をかけるなどというのは、3号通報に限っては、私はおおよそあり得ないと思っております。

最近、ごく二、三日前にもありましたが、PCデポの話が、消費者問題があります。PCデポ問題というのは、高齢者が高額な契約をPCデポと結ばされて、非常に高額な料金になってしまったということ、消費者がネットに掲載した。このネット情報からPCデポの株価が大幅に下がってしまった。その後に対策を講じたとしても、既に出回ってしまったものは取り返しがつきません。本来だったら公益通報を使えばいいのであったのかもしれない。ところが、一般消費者は、公益通報制度というものがあることも知らず、今やネットを使ったほうが早いということが現実にあります。

そこで公益通報が役立つということ、ここで消費者庁は、消費者や国民に向けて、再度法構成していかないと、公益通報が余り役立たないという評価を、消費者から受けるかもしれません。

そこで是非、ネット時代に入ってしまったこの現実を見据えて、公益通報の改正を一步でも二歩でも進めるようお願いしたいと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。再開は、午後5時5分からといたしますので、それまでに席にお戻りいただきますようお願いいたします。それでは、休憩といたします。

---

○宇賀座長 それでは、議論を再開いたします。

続きまして、不利益取扱いからの保護要件以外についての検討のほうに移りたいと思います。

まず、事務局から資料の該当箇所の説明をしてもらいたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

○太田企画官 それでは、資料の後半部分について御説明させていただきます。資料の16ページを御覧ください。

Ⅱといたしまして、不利益取扱いを民事上違法にする効果以外の効果とその要件について整理をしております。

まず、第1でございますが、不利益取扱い等に対する行政措置ということで、最初に命令について取り上げております。命令制度を設けることにつきまして、肯定的な御意見といたしましては、公益通報の場合、社会・公共のために通報を行っているのであって、行政が簡易に救済を与えるべきであるといった御意見。それから、公益通報制度を機能させていくためには、やはり不利益取扱いに対して、最終的にペナルティを課していくことが必要なのではないかといった御意見。また、サンクションがないと十分な抑止ができないといった御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な御意見といたしましては、行政命令は最終的に司法で争われるということで、簡易に事実認定をしていくというわけにはいかないものであって、慎重な事実認定が必要であるということで、労働委員会のような組織が必要になってくるわけですが、その必要性が相当高いものでないと難しいのではないかとといった御意見でございます。

それから、2番目の「・」ですが、実際には通報に係る違法行為がないといった場合に、行政措置がなされることによって、事業者に風評被害などが生じるおそれがあるといった御意見。それから、三つ目の「・」でございますが、不利益取扱いに対する行政措置を行うに当たっては、因果関係を調査する必要があるということで、そういった調査を消費者庁などが適切に行うことができるかどうか疑問であるといった御意見でございます。

それから、17ページに行ってくださいまして、最初の「・」ですが、迅速な救済を図るための制度として、既に労働関係のいろいろな制度や仮処分などが用意されているのであって、それに加えてやる必要はないのではないかといいた御意見を頂いております。

以上のように、命令などの行政措置を導入すべきだといつた御意見もあつたわけですが、慎重・否定的な意見が指摘しているような課題への対応ですとか、それから、労働審判等の現行制度上利用できる救済手段に加えて、更に命令を導入する必要があるのかといつたところについて、今後更に検討が必要なのではないかと考えられようかと思ひます。

以上を前提といたしまして、(2)の仮に設ける場合の個別の論点の御意見でございますが、手続保障の程度につきまして御意見を頂いておりまして、仮に命令制度を入れるということであれば、相手方の言い分を相当聞いて審理を進める必要があるということ、基本的には対審構造的な手続にする必要があるのではないかと。そういった慎重な手続を保障する必要があるのではないかといいた御意見を頂いております。

2番目の勧告・公表でございます。勧告・公表制度を設けることにつきまして、肯定的ないし容認する意見といたしまして、命令の導入と同様のものに加えまして、勧告・公表の手法というのは労働関係の法律で多くとられていて、抑止効果も高いと。また、これによつて、大きな問題が生じたことも、これまで余り聞いたことがないといつた御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な御意見といたしましては、命令の導入と同様のものに加えまして、通報者は通報を通じて事業者が健全化することは望んでいるが、公にすることまでは望んでいない場合もあるといつた御意見。

それから、18ページ目に行ってくださいまして、公表が行われた場合、通常はマスコミに取り上げられるということ、信用毀損等の問題が生じ得ると。特に中小企業については、事業継続が困難になる場合もあるのではないかといいた御意見を頂いております。

このように、勧告・公表につきましては、命令と異なつて、対象者に義務を課すものではないということ、よりソフトな手段によつて通報者を保護することができるというメリットがあろうかと思ひます。

他方で、勧告・公表による、事業者への悪影響を懸念する御意見などもありますので、そういった要件ですとか、手続保障のあり方などを含めて、今後更に検討していく必要があるのではないかと考えております。

(2)といたしまして、仮に勧告・公表制度を設ける場合の個別の論点といつたところでございますが、勧告・公表を行うための要件を厳格化するために、通報内容に係る違法行為が認められる場合に限定すべきかどうかといつた論点でございます。

これにつきましては、通報内容が事実であるかという結果によって保護されるかどうかが決まってしまうということで、問題があるのではないかといった御意見ですとか、このような限定をすると、通報内容に係る違法行為の存否についても調査を行う必要が出てくるということで、こういった調査を消費者庁などで十分できるのかといった御疑問も提起されているというところでございます。

二つ目の○でございますが、勧告・公表を行う所轄機関等についてでございますが、これもどの主体が担うべきか、ということにつきましていろいろ御意見を頂いております。最初の「・」は、男女雇用機会均等法などと同様に、労働局による制度とすることを検討すべきではないかといった御意見。

二つ目の「・」につきましては、消費者庁なり消費者委員会なりにそういった機関を設けるべきではないかといった御意見。

三つ目につきましては、内容に応じて分担すべきではないかといった御意見。

それから、最後の「・」につきましては、所轄する機関に対して、情報の一元管理ですとか、紛争解決に関する機能を一元的に持たせるべきではないかといった御意見をそれぞれ頂いているというところでございます。

3番目の、あっせん、相談、指導助言のところでございます。こういったことを設けることについて、肯定的な御意見でございますが、不利益取扱いの救済を求めに当たって通報者が利用できる制度というのは、現状、訴訟しかないということで、他方、労働局におきましては、個別労働紛争についてあっせん、相談、指導助言を行っているということで、公益通報の案件についても、このような制度を設けるべきではないかといった御意見を頂いております。

他方、19ページに参りまして慎重な御意見のほうでございますが、労働局においては、厳密な事実認定はやっておらず、和解が成立したとしても、かなり低額となっているのではないかといった御意見。

それから、公益通報の場合は、通報が公益通報に当たるのかどうかといったことも争点になり得るほか、不利益取扱いが通報を理由としてなされたかについても判断をしなければならないということで、こういったものが、今の労働局のようなものでできるのかといった疑問が提起されているというところでございます。

それから、三つ目の「・」ですが、そもそもこういった解決方法というのが、通報事案になじむのかどうか疑問だといった御意見を頂いております。

このように労働局で行っているものに加えて、更にこういった制度を設けることについての必要性でありますとか、公益通報をめぐる紛争解決における有効性といったことについて、今後更に検討を行っていく必要があるのではないかということかと思っております。

第2といたしまして、不利益取扱いに対する刑事罰の問題でございます。刑事罰を設けることについて、肯定的ないし容認する御意見といたしましては、不利益措

置に対して厳しい態度で臨んで、安心して通報できる環境を整えるためにも、是非とも刑事罰が必要なのではないかといった御意見がございました。それから、人の生命・身体に対する切迫した重大な危険がある場合ですとか、余りにもひどい不利益取扱いがあった場合などには、刑事罰があり得るという形にすべきではないかといった御意見を頂いております。

他方、否定的な御意見としましては、刑事罰としての可罰性でありますとか、他の法律との平仄、それから、刑事罰の謙抑性などの観点から、これはなかなか難しいのではないかといった御意見も多かったということでございます。

こういったことを踏まえまして、違法行為抑止の最終手段であります刑事罰を用いてまで不利益取扱いを抑止する必要があるのかといったことですとか、他の法令との平仄といったことについて、今後更に検討することが必要と考えられようかと思っております。

ページをおめくりいただきまして、20ページ目でございます。(2)といたしまして、仮に刑事罰を設けた場合における個別の論点でございますが、刑事罰を設けた場合に、保護法益を何に求めるのかという問題でございます。通報内容に関して、その権限を有する行政機関の行政作用でありますとか、通報内容に関する法令遵守、あるいは公益通報制度自体そのものといった御意見を頂いておりますが、仮に刑事罰を設けるという場合には、よりこれらの点について明確化していく必要があるだろうということでございます。

それから、二つ目の○の、禁止する行為の主体の範囲についてでございますが、刑事罰を仮に導入するとした場合に、処罰される責任者というのが、誰になるのかと。通報者の上司なのか、窓口担当者なのか、担当役員なのかといったところが不明確なので、これも明確化する必要があるだろうといった御意見を頂いております。

第3といたしまして、守秘義務の問題でございます。1番目の1号通報の守秘義務につきまして、1号通報先に守秘義務を課すことにつきましては、これは基本的には委員の皆様の共通認識があったということで、守秘義務を課すことを前提に、具体的な要件について議論を行ったところでございます。

(2)といたしまして、仮に1号通報先に守秘義務を課す場合の個別の論点というところでございますが、まず、最初に民事的効力等の要件ということで、守秘義務を負う主体について、ある程度限定をしていく必要があるのではないかといった御意見を頂いております。さらに、内部通報処理規定を設けている場合に、通報を担当する職員、機関が秘密を漏らしてはならないという限定を課すべきであるといった御意見がございました。

それから、21ページに参りまして、最初の「・」ですが、守秘義務を確保できるようなシステムが整っているということを前提として、個人が情報を漏えいした場合には、組織でありますとか事業者が責任を持つといったことも考えられるのでは

ないかといった御意見を頂いております。

それから、次の括弧の保護の対象となる情報のところでございますが、ここにつきましては、通報者個人を特定できる情報を漏らさない旨の規定とすることが適当なのではないかという御意見を頂いております。

それから、次の括弧の例外の是非、要件のところでございますが、やはり調査などを行うためには、情報を開示することが必要な場合もあるということで、守秘義務についても、例外を認めていく必要があるということで、正当な理由がなく漏らしてはならないというような要件にすべきではないかといったところでございます。

他方、例外を認めるに当たっては、本人の同意が必要でありますし、同意を求めるときにも書面を要求するなどの措置をとる必要があるのではないかといった御意見を頂いております。

22ページ目でございます。イのところの、守秘義務違反に対する刑事罰のところでございますが、それを導入することについて肯定的な御意見といたしまして、民事ルールだけでは抑止効果がないということで、守秘義務を担保することが難しいのではないかといった御意見を頂いております。他方、従業員に負担がかかるといった理由で刑事罰の導入には消極的であると、民事上の責任にとどめるべきであるといった御意見も頂いております。

次の○の、仮に刑事罰を導入する場合の要件のところでございますが、刑事罰の範囲については、やはり担当者に限定すべきであって、単なる故意ではなくて、一定の害意でありますとか、そういった悪質な場合に限定すべきではないかといった御意見を頂いております。

それから、(ウ)といたしまして、守秘義務を設けるとしても、理念規定にとどめるべきだという御意見を頂いております。個々の通報担当者をターゲットとした義務規定ですとか、制度設計を求める規定を設ける必要はないといった御意見、これには民事・刑事の制裁規定も設けないことが適当であるといった御意見を頂いております。

以上が1号通報の守秘義務でございまして、2番目といたしまして、3号通報、その他外部の通報者に守秘義務を課すかどうかという問題でございます。これに肯定的な御意見といたしましては、匿名性が守られないことによる被害というのは、事業者が漏えいしようとも、第三者が漏えいしても同じだということで、保護の必要は変わらないのではないかという御意見でございます。

それから、一般法理でも損害賠償義務を負う場合があるということで、法律に規定して明確化すべきではないかといった御意見を頂いております。

23ページに、否定的な御意見について整理してございます。第3号通報の場合には、通報者の側で通報先を選べるということで、そういった心配はないのではないかといった御意見。それから、情報を事業者に伝えられて不利益を受けたという事



案がないのではないかと、設ける立法事実はないのではないかとといった御意見でございます。

また、三つ目の「・」でございますが、先ほど御指摘がありましたように、第3号通報先というのは多種多様であるという中で、法的な義務を課すということは酷なのではないかとといった御意見を頂いております。さらに、四つ目といたしまして、法的に守秘義務をかけるとなりますと、報道の自由を侵害することになるのではないかとといった御懸念が示されているということでございます。

以上のように、第3号通報先に守秘義務を課すことにつきましては、その弊害を指摘する意見が多かったと認識しておりまして、それにつきましては、慎重に検討を行うことが必要と考えられようかと思っております。

第4の内部資料の持出しに係る責任の減免のところでございますが、これを法定することについて肯定的な御意見といたしましては、実際には、ある程度、ルール違反を犯すような手段でない、なかなか十分な証拠というのは収集できないのではないかとといった御意見でございます。さらに、保護される通報の範囲がどこまでであるかということの延長として、この問題についても考える必要があるのだといった御意見。それから、公益通報自体が正当なのであれば、それを補完するための資料の持出しというものは正当であるはずだといった御意見を頂いております。

他方、慎重・否定的な御意見のところでございますが、刑事責任については、現行法でも緊急避難ですとか、正当防衛の規定で違法性の阻却が認められていると、こういった刑法の一般的な正当事由を超えて特別な正当化事由を規定することは難しいのではないかとといった御意見を頂いております。

さらに、24ページ目でございますが、検察官の訴追裁量によっても、こういった適切な事案解決を図ることが期待できるのではないかとといった御意見でございます。また、目的は手段を正当化しないのであって、一律に減免を認めるべきではないといった御意見ですとか、資料の持出しというのは、ある種の違法行為、企業秩序に対する違反行為であって、非常に例外的に免責されるべきものだということの中で、積極的に助長するような規定というのは難しいのではないかとといった御意見を頂いております。

このように、内部資料の持出しに係る責任に減免規定を設けることに肯定的な意見も多かったわけですが、やはり他の法令との整合性でありますとか、弊害を指摘する意見も有力であったということで、この点について、今後更に検討する必要があるのではないかと考えられるかと思っております。

なお、その他の意見というところがございますように、法改正によらなくても、逐条解説でありますとか解釈例規などによって、適法、違法となる場合を具体的に示すということも方法としては考えられるのではないかと考えております。

第5の通報対象事実への関与に係る責任の減免、いわゆるリニエンシーの問題で

ございます。リニエンシーを法定することについて肯定的ないし容認する意見といたしましては、独禁法などにもありますように、リニエンシー制度というのは、我が国も浸透してきているということで、民事上の責任の減免というのは難しいが、行政・刑事上の責任については検討されるべきではないかといった御意見でございます。さらに、行政措置につきまして、行政措置に裁量がない場合があるとすれば、その措置をとるかどうかの判断に当たって、考慮することができるのではないかといたした御意見も頂いております。

他方、慎重・否定的な御意見といたしましては、個別法において入れるということであればともかく、一般的なリニエンシーを設けることについては、他の法令との平仄等の点でも難しいのではないのかといったこと。あるいは、2番目の「・」ですが、刑事責任の実際の判断に当たっては、検察官の訴追裁量でありますとか、裁判所の量刑裁量も及ぶということで、これによって解決を図ることもできるのではないかといたしたこと。

さらに、25ページ目に行っていただきまして、公益通報者保護法に導入するということになると、そこに含まれている法律、広範な犯罪行為が対象になってくるといって、一つの基準で判断するということが困難ではないかといったこと。あるいは、最後の「・」になりますが、責任減免を目的とした通報が増えてしまって、通報目的の公益性に疑問が生じるおそれがあるのではないかといたしたような御意見を頂いているところでございます。

こういった慎重・否定的な意見が指摘する問題点に対して、どのような手当てが可能なのかといったことなどについて、慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

Ⅲのその他の論点のところでございますが、第1といたしまして、法の10条に定めております通報に対する行政機関の調査措置義務について整理しております。

ここににつきましては、行政手続法の第36条の3におきまして、真実相当性が要求されていないということで、行政機関の調査義務の要件としての真実相当性は不要なのではないかといった御意見を頂いております。

他方、2号通報を理由とする不利益取扱いを禁止する要件として、真実相当性を不要とするとしても、行政の調査措置義務の要件としては維持すべきではないかといった逆の御意見も頂いているところでございます。

さらに、法改正によるのではなくて、ガイドラインですとか逐条解説などによって、2号通報で求められる真実相当性の内容について明確化を図る方法もあるのではないかといたした御意見も頂いております。

第2の内部通報制度の整備義務のところでございますが、どの範囲の事業者までに義務を課すのかといった点は検討する必要があるが、1号通報を機能させるに当たって、そういった内部通報制度の整備義務といったものを設けるべきではないか

といった御意見を頂いております。更にこの義務に対する違反があったときに外部通報を認めるということも考えられるのではないかといた御意見もございました。

他方、義務を設けるに当たっては、義務や違反による効果の内容のほか、実効的な実施ができるのかといった観点も重要ではないかと、消費者庁がそういったことを実際に監視し得るのかといった点も考慮する必要があるといったような御意見を頂いております。

事務局からの御説明は、以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

それでは、まず、只今御説明のありました箇所のうち、不利益取扱いに対する行政措置、刑事罰及び守秘義務について、御意見等を頂ければと思います。

内部資料等の持出しに係る責任の減免以下の論点につきましては、後ほど時間をお取りいたします。

それでは、御質問や御意見をお願いします。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 実は、私は、ワーキング・グループにおいて、オブザーバーという立場だったにもかかわらず、3号通報の守秘義務に関して、2回にわたって、意見を述べさせていただきました。その意見の概要は、配布資料の91ページ、92ページに紹介されていますが、この場でも、3号通報の守秘義務に関して導入に反対する立場から意見を述べさせていただきます。

と申しますのは、検討会では、通報先の守秘義務については議論はされたことはされましたが、十数分間に過ぎず、1号通報と3号通報を分けた精緻な議論も行われなかったと認識しております。そういう意味もありまして、消費者庁さんと宇賀座長さんの御配慮があつて、3号通報先に守秘義務を導入するのであれば、対象先になります報道機関に属する私の意見も聞かないといけないのではないかとということになったわけです。そうした経過もありまして、今、ワーキング・グループでは、私が傍聴する限りでは、委員の大半の方が、この3号通報の守秘義務に対しては、導入に対して反対であるとか慎重な姿勢を示されていると理解しております。また、同じオブザーバーの立場の土田委員も、消費者団体の立場から、導入に懸念を示す意見書を提出され、それを説明する意味で導入反対の意見を表明されました。

ただ、親会である検討会では、先ほども申し上げましたように、3号通報先に特化した守秘義務の問題はほとんど議論もされておられませんし、ほとんどの項目については導入に賛成しております私がなぜ反対するのか、改めまして、親会の委員の皆様のご御理解を得ようと思ひまして、御説明させていただきたいというのが、発言の趣旨です。

資料として、前回の第11回検討会以降にワーキング・グループ宛てに提出されました、日本新聞協会からの報道機関の守秘義務に対する要望書と、その補足資料を

出させていただきます。これがまさに報道機関の意見です。補足資料で御説明いたしますと、日本新聞協会というのは、全国の新聞社、通信社、放送局の130社から成り立っております。資料にありますように、「新聞倫理綱領」を作って、自らきちんと自由で責任のある報道をやっていこうという目的でできている団体です。要望書をまとめた編集委員会というのは、新聞社、通信社、放送局の編集局長、報道局長らで構成する委員会で、補足資料に名簿も載せております。その下の組織がありまして、そこで議論を積み重ねた末に、編集委員会の総意で、全会一致で、この要望書ができたものです。

なぜ、法的な守秘義務を導入されることに反対しているか、ということですが、大きく言えば、3点、理由があります。一番大きなのは、報道機関にとっては、憲法21条で保障されました「報道の自由」が、こうした守秘義務の規定を入れられると、侵害されるおそれがあることです。どういう形であろうと、守秘義務の規定が入ると、行政機関とか捜査機関が報道機関に対して介入するおそれが避けられないというのが一番の理由であります。

2点目は、報道機関にとって、「報道の自由」を守るための生命線である「取材源の秘匿」との関わりからです。公益通報者に関わらず、報道機関にはいろいろな、非常に幅広い情報提供があるわけですが、その情報提供者の秘密を守っているのは、公益通報者保護法の保護要件ではなくて、報道機関自らが課している「取材源の秘匿」という高度な職業倫理によって守っているわけです。

「取材源の秘匿」という報道機関の職業倫理は、最高裁でも認められています。法律によって課す守秘義務と形としては同じではないかという見方をされる方がワーキング・グループでいらっしゃいましたが、自らが「取材源の秘匿」ということで課しているものと、守秘義務に違反すれば違法だということによって課せられるものとは、全く違うと申し上げます。逆にそういう守秘義務によって、「報道の自由」や「取材の自由」までが侵害されることを報道機関全体が懸念しているところです。

「取材源の秘匿」について、私的な企業の自主的な倫理に過ぎないのではないかという御意見もありましたが、それは、報道機関の「取材源の秘匿」というものの真実を御存じないうえでの見解だと考えますので、現実はどう対処しているのか、お話しします。例えば裁判所から、取材源に関わる開示命令、あるいは、取材源につながる文書の開示命令が出ましても、報道機関が素直に応じることはありません。それから、名誉毀損の訴訟を受け、いくら敗訴リスクが高まったとしても、取材源につながる事実を開示することはありません。裁判所の命令に応じないということで、記者が実際に有罪になったケースもあります。報道機関にとっては、たとえ、自らの身を賭しても、「取材源の秘匿」を重んじています。それがなぜかと言いますと、もし、裁判所の命令に簡単に応じたり、あるいは、公益通報者保護法で場合によっては秘密の開示を特例として認められたりしたとすれば、誰が報道機関に情報

を提供しに来るのでしょうか。情報提供者との信頼関係が揺らぐからです。ワーキング・グループでは、「私の親族でも、報道機関が簡単に当局の命令に応じて情報を出すと分かったとしたら、絶対、その報道機関には行くわけがありません」と説明したんですが、委員の皆様や、消費者庁の方々の御親族でも同じように考えると思うのです。情報を提供された方の秘密は守るということが、報道機関の根幹であり、1号通報先や2号通報先で起こっている通報者の情報漏えいは、報道機関ではあり得ないということを申し上げておきます。

それから、第3点目は、報道内容への影響です。報道機関には、種々様々な情報提供があるんですが、その情報をそのまま鵜呑みにして報道することはあり得ません。提供された情報を端緒として、徹底的に裏付けの取材をします。したがって、報道する場合は、必ずといっていいほど、提供された情報と異なるものになることが起こります。ところが、報道機関に通報されてくる情報提供者の方は、自分が提供した情報を明らかにしてほしいという思いの強い方が多くいらっしゃいます。そうすると、自分の思いどおりの報道にならなかった方が、守秘義務違反を理由に、報道機関を訴えたり、あるいは、報道機関は情報を漏えいしていないのに、事業者が情報を漏えいした責任を報道機関に転嫁してきたり、今までにはなかった事態を懸念しているのです。

さらに、場合によっては、情報提供を犯罪行為に利用しようという提供者があった場合、守秘義務があるから、それに即して、黙ったままでいいのかと、逆に報道機関としては、そういう犯罪行為をあえて明らかにしなければならない場合も想定されるわけで、法的な守秘義務を課せられれば、そうした判断も制約されるのではないかと危惧しています。

ましてや、報道内容へ影響がもたらされるのでないかとの懸念もあります。報道機関の場合は、新聞記事やテレビ番組で、裏付けをとった事実を明らかにしていくのですが、先ほども申し上げましたように、自分の思いどおりの報道をしてもらいたいという方と、元々、せめぎ合いがあるわけで、守秘義務が導入されると、そうした関係への影響も否定できないと考えています。

この検討会やワーキング・グループでは、しばしば、報道被害とか風評被害という言葉を出す御意見がありました。私たち報道機関は、それを避けるため、きちんとした裏付けをとって、徹底的な取材をして報道するという責務を貫く上でも、この守秘義務の項目については導入してほしくないという思いであります。是非、委員の方々の御理解を得たいと思っております。

別に報道機関だけを特別に外してくれと望んでいるわけではありません。3号通報先には、いろいろなものがあります。例えば、国政調査権のもとで動く国会議員の方とか、あるいは消費者団体の窓口の方とか、労働者団体の方であるとか、です。私たちは、「国民の知る権利」に奉仕するための職務としてやっていますが、3号通

報先の中には、善意でおやりになっているような方もあるのではないかと考えております。守秘義務をかけられるということになると、そういう善意の通報先のなり手がなくなるという事態も考えられますので、私は、3号通報先全体の守秘義務に反対をしております。

特に北城委員に3号通報先の守秘義務に関する御意見をお伺いしたいんです。1号通報先の情報漏えいによる通報者の不利益の実態から、私は、北城委員の「守秘義務を入れるべきだ」という御意見に対しては賛成しているんですが、北城委員は、3号通報まで含められて、という御意見なのか、それとも1号通報を念頭に置かれた守秘義務であるのか、どちらの御意見なのか、という点です。私なりに、3号通報先への守秘義務の弊害を説明させていただきましたので、ほかの委員の方々も含めまして、是非、御意見を伺いたいという思いでございます。

○宇賀座長 ありがとうございました。

北城委員、どうぞ。

○北城委員 今のところに関係するんですが、その前に、21ページの守秘義務の例外を認めることの是非、要件というところに、守秘義務については、例外を認める必要があり、正当な理由なくして漏らしてはならないという要件にすべきであると、こう書いてあります。しかし、何が正当な理由かは通報者にはよく分からないので、何かの理由で自分の名前が漏らされてしまうというリスクがあるというのは適切ではないと思います。守秘義務を解除する場合には、書面による承認を要求するなどの措置をとるということで、書面による了解を得ない限り、通報者の姓、名前等を漏らしてはならないとはっきり書いておいたほうが良いと思います。

今回の資料には書いていないのですが、前に取りまとめをしたときに、外部通報窓口の整備のことも述べたと思うのですが、基本は外部通報窓口を経由して、外部通報の窓口で本人の名前を伏せて会社に通報するのを原則にすれば、会社側には基本的には個人を特定する情報が入らないはずなので、守秘義務を守ることに関するリスクというのは減ると思います。しかし、調査の過程で、何らかの形で本人の名前が分かったときにも守秘義務はあるという形にしていきたいと思います。

それから、3号通報のことで、今、井手委員がおっしゃいましたが、確かに報道機関などに関して守秘義務を課すという、守秘義務が守られたのかどうかということ、また調査をするというリスクが出ると思いますし、3号通報先で、報道機関等に通報した場合は、報道機関は情報がどこから出てきたかという取材源については守ることが実際行われているので、そこまで規定しなくてもいいのではないかと、井手委員の意見に賛成いたします。

○宇賀座長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 井手さんの意見ですが、私もここに書きましたように、真っ先にメディアについて書きました。実は、検討会のときにメディアに対して苦言を呈したのは、なぜこういう守秘義務をかけるほうに発展していったのかなとったりしているわけです。

私が言ったのは、外部通報が最もしにくくなってしまったということに対して、当時、メディアの人は、内部告発者だけの問題であるかのごとく報道されたのですが、これがしにくくなったということは、メディア自身の方の問題でもあるのではないですかと問いかけたのです。我々内部告発者から見れば、メディアが最も信頼の置ける通報先なんです。それに応えられないようになったという認識がなかったんじゃないかという意味で、私はこの問題を取り上げたわけです。

たびたび申し上げますが、「内部告発」という言葉を使いますが、内部告発する場合は、これは何もメディアは反企業であるわけないし、反政府であるわけもないし、しかし、企業や政府の言うことだけを聞いているという、そんなことであってはいけないわけです。やはり権力に対してチェックするような機能もなければならぬし、弱い立場の人の味方であることでもなければならぬと思うわけです。

そういうことから言いますと、内部告発者にとっては、メディアが最も信頼の置ける場所です。それは、やはり内部告発する場合は、しっかりとした証拠や書類があれば、国民に知らせてもらいたいと思います。国民に知ってもらいたいということがあります。それから、これは制度間競争のところでも、宇賀先生が言っておられるところに対して、こういう考えを持っていただければと思うところですが、メディアだけでは、国民に知らせるだけの機能ですので、行政監督機関にも訴えなければなりません。これは是正するほうの力となります。この二つが両方うまく作用して初めて公益の実現が図れるんですから、二つのところへ私は同時に言うということも一つの方法だと考えます。あるいは、幾つかの方法がありまして、会社と行政監督機関、今言ったような二つの通報先に同時的に通報することによって、互いの持つ能力が最高度に発揮されることによって違法行為や不正の是正がされ、公益の実現が期待せられるのだと思います。どこかに1か所だけ訴えてという形のあれでは、公益の実現は期せられないということもあると申し上げたい。

それで、長々と報道の自由と公益通報者保護のことをそこに書きましたが、やはりこれは、どうしても日本の憲法から言わなければならないと思ひまして、私はそこにこういうようなことを書きました。日本の憲法は、アメリカの憲法の精神をやはり受け継いでいるんじゃないかと思ひます。同じ文言があります。「われらとわれらの子孫のために諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由の恵沢を確保し」となっているのは、アメリカ憲法の、われらの子孫の上に自由の祝福、ちょっとキリスト的な言葉ですけど、自由の祝福の続かんことを確保する目的をもってアメリカ合衆国のために本憲法を制定すると、これは内容が同じであります。

それから、アメリカ憲法の修正1条が、言論及び出版を制限することがあってはならないという解釈になっておりますし、この、まして日本の憲法も、今言いましたように、報道の表現の自由、思想の自由及び良心の自由などを規定しているんじゃないかと思います。

それで、メディアにこういう守秘義務を課せるとなると、これは僕は検閲につながっていくものだろうと思います。国会や議会でこういう法律を通さなければならぬわけですから、これはもうゆゆしき問題じゃないかと思います。

それがゆえに職業倫理のことを井手委員は言われましたように、取材源の秘匿を守らずに、もし漏らしたら、これはこの前も言ったと思いますが、民間企業とか行政機関では解雇はないと思いますが、メディアの場合は解雇となりますね。解雇になるような、また解雇しなければならないような事案として、新聞記者、メディアの人たちは覚悟しています。メディアの世界に入る場合は、徹底的に取材源の秘匿の重要性についての教育を受けているということを私は聞いております。だから、法律以上に厳しいのがメディアの職業としての倫理です。私は、取材源の秘匿はメディアの生命線であると考えておりますので、それはやはりあってはいけないんじゃないかと、そういうものを発想として入ってくるということは、僕はあってはならないと考えております。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 報道機関を含めた3号通報の守秘義務に関して、北城委員、串岡委員から、私の見解に賛成していただく意見をいただき、ありがとうございました。

検討会の委員の皆様にも3号通報先への守秘義務の問題に関して、御理解をいただいたと思いましたので、ほかの論点に移り、通報者の不利益取扱い等に関する行政措置をどこで行うか、この所轄機関についての論点について意見を述べます。

所轄機関については、ワーキング・グループで拝師委員がおっしゃったんですが、消費者安全調査委員会のように、消費者庁なり、消費者委員会なりに所轄機関を設けるのがよいという意見に私は賛成します。まさに今回の場合は、消費者安全調査委員会に準じる組織を消費者庁に作っていただきたいと思っております。

さらに、その組織、所轄機関を作るに当たっては、消費者安全調査委員会が消費者安全法できちんと所管業務を書き込んであるように、全体の法改正に伴い、組織の名称は何であろうと、消費者安全調査委員会と同様にきちんと規定を法に書き込んで設置するべきだと思います。

なぜかという、不利益取扱い等に関する行政措置が命令であろうと勧告、公表であろうと、法的な裏付けを持つために、組織や所管業務の設置規定が必要だと考



えるからです。行政措置を執行する機関について、ワーキング・グループでは、現状で不当労働行為や労働紛争の解決に当たっている労働委員会や労働局との調整について、意見がありました。そういう視点も必要だと思いますが、消費者安全調査委員会の場合は、運輸事故調査委員会と担当分野の重複は避けるということと、他の行政機関がやっている調査は活用し、それを評価するという規定になっていたと思います。そのような運用をすれば、公益通報者保護法の不利益取扱いに関する行政措置を執行するうえでも、行政の肥大化にならないのではないかと考えます。

また、消費者安全調査委員会は警察庁との間で、覚書を結んでいて、相互の調整とか、相互の協力が謳われています。同様に、新たな所轄機関は、例えば労働局だったり、警察庁だったり、関係先と覚書を結ぶのがいいと思いますし、不利益取扱いの前の不正の部分を調査している主務官庁の調査も十分に活用できる仕組みを作ることが大事だと考えています。

地方自治体の中には、既に通報の調査をする組織を設けているところがあります。例えば、大阪市は、監察課という公益通報を担当する部署を設けています。その監察課では、公益通報者保護法に定められた通報対象事実の範囲以外の情報も全部、受け付けて調査しています。監察課の上に弁護士、公認会計士3人ずつで組織した委員会を二つ作って、調査の方法や結論の妥当性を最終判断しています。本格的な調査組織ですが、市民や議会から行政の肥大化という声は出ていません。それから、兵庫県川西市にオンブズパーソンという制度があり、学校で起きたいじめであったり、体罰であったり、被害の申立てを受けて調査する組織があります。市が、教育や法律の専門家をオンブズパーソンに指名して、市職員による事務局を置き、直接、当事者や学校関係者の事情聴取などの調査に当たり、勧告を出していますが、ここも円滑に遂行されています。

実質問題として、消費者安全調査委員会は、設立時に年間100件ぐらいの調査をやろうという意気込みがあったようですが、実際の調査の実施は10件ぐらいになっていると聞いています。同じように、不利益取扱いの申立てもそうそう、ボンボン相次ぐという事態は、私は想像できませんので、独立した委員会を作っても十分対応できるのではないかと思います。

それからもう一つは、どうしても消費者庁さんは、この公益通報者保護法について、調査をする専門性を持つ人材や、受付をする手足の問題を気にされていると思うんです。ここは、国民生活センター、それから都道府県の消費者生活センターを活用すべきだと考えます。

専門性から言えば、消費者安全調査委員会は、エレベーター事故の調査というような技術的な知見が必要な事故調査までやっているわけです。そういうことから言えば、公益通報者保護法に対処できないということはないと思います。また、公益通報者保護法は、当然、消費者庁が管轄している法律なわけですし、消費者庁の傘

下にある国民生活センターなり消費生活センターなりが、公益通報に関わる事柄を調べないとか、この法律を熟知していないとかのほうが、私は、筋が通らないと思っています。もちろん、研修とか、準備は必要ですが、国民生活センターや消費生活センターで受付や調査もできる体制にすれば、センターは網の目のように存在しているわけですから、地方の組織も生かして、地方でも対応するのにいいのではないかというのが、私の考え方です。

それから、もう1点、長くなって恐縮なんですけど、不利益取扱いに関する刑事罰に関して申し上げます。ワーキング・グループでの御意見を伺っていると、直罰方式の導入は難しいという点は理解します。告発された不正自体が軽微なものだったり、不正の立証がはっきりしなかったりしているのに、不利益取扱いを刑事罰にするのは、バランスからいって難しだろうという法律家の御意見はよく分かります。しかし、私は検討会の折から、間接罰を主張しています。要は、何がしかの行政措置を出して従わない場合は、事実の公表とともに法人に対して課徴金なり罰金を課すという制裁措置があつていいのではないかと考えています。佐伯委員がワーキング・グループで、サンクションのない行政措置はあり得ないという意見をおっしゃいましたが、私はその意見に同感です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

土田委員、どうぞ。

○土田委員 私も、通報による不利益取扱いに関しての行政処分というのは、助言、指導、勧告、命令とありますけれど、それに、公表を付け加えていただきたいと思っています。これも必要と考えております。

ただ、その行政処分を出す行政が、一体どこが担うのかということになります。今のところは、この法律の所管をしている消費者庁が担うのが一番いいのではないかと私も思っております。しかしながら、消費者庁の予算というのは私も存じ上げているので、この予算の中で本当にできるのかと、私は疑問に思っております。

もし、省庁をまたいでの行政措置などを出さなくてはいけない場合、かなりの力仕事と人員の予算、これが要求されると思います。それが本当にできればいいのですが、現況を考えるとなかなかそのところにハードルが高いかなと思っております。

また今、井手委員がおっしゃられた各地の消費生活センターですが、これはあくまでも各地方自治体で消費者相談の窓口の受付をしておりますが、相談員さんの身分というのが準公務員であつて、決して公務員ではありません。そういうところに、調査権限とか助言、指導、命令、勧告などを付与していいのかという問題もございます。確かに、消費者庁にとっては、地方の手足がないということが大きなネックとなっております。座長からも、地方との格差を懸念するというお話もございました。私も、地方を置き去りにしての公益通報はないと思っておりますので、その

ところもよくよく御配慮されたほうがいいかと思っております。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。北城委員、どうぞ。

○北城委員 25ページの第2の内部通報制度整備というところの「・」の三つ目に、「義務の内容としては、義務違反があるときに外部通報を認めるというものが考えられる」と書いてあります。しかし、これは、制度を作るのは義務であるとして、義務違反があったときに外部通報を認めるという言い方はしないほうがいいと思います。内部に通報窓口を作っても、信頼されていないときは外部に行くこともあるので、内部が整備されていない、義務違反があるときだけ外部を認めるというような言い方はしないほうがいいと思いますし、最初の「・」で、どこの範囲の事業者まで義務を課すか、これは議論せざるを得ないと思うんですが、私は、少なくとも公開企業に関しては義務を設けるべきと思います。できれば、公開企業でなくても、ある程度の規模の、従業員が例えば50名とか100名を超すような会社は義務があるという形がいいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 恐縮でございます。この不利益取扱いに対する刑事罰について、私なりの意見を先ほどもちょっと申し上げましたのですが、まさに公益通報者保護法は民事ルールであり、労働基準法は刑罰を持っておりますので、これは同じ労働者を守る法律としては整合性が取れていないと思います。ですから、何か公益通報者保護法に罰則を入れるということになりますと、非常に何か重いことであるという考えを私自身は持っていないのであります。

その中で、原子炉等規制法に罰則が付いているということを検討会のときに申し上げましたら、今はここにもうおられません、辞任されました升田委員が、100万円の罰金なんだということを言われたと思います。私は、申し上げたいのは、そういう刑事罰をかけても必ずしもそれが有効であるわけではないということです。原子力発電所を持つ電力会社の社員にとっては、その法律よりも会社からの報復が怖くて物が言えないのが日本の企業風土であるということ、私は申し上げたいわけです。

この原子炉に罰則が設けられた事情を少し考えてみたいと思うんですが、ちょうど1999年9月30日にJCOの臨界事故が起きました。ステンレスバケツで、本来は上から覗き窓のような所を開けてジョウロみたいなものを置いて何かを入れましたので臨界事故が起きたのです。それを機に原子炉の分野で刑罰を科すような法律の改正がありました。この事故はレベル4でありました。その前に、スリーマイル島は7になりましたのですけれど、動燃は3でありまして、高速増殖炉もんじゅのナ

トリウム事故はレベル2だったわけです。当時としては、これが一番大きな事故だったものですから、それを理由に、刑罰が科せられるという形に、直罰がかかっていったんだろうと、私はそのように思っているわけです。ただ、この直罰は、公益通報者保護法が論議されるときに、罰則などという問題が全く出てこなかったから、一種特別なように見られますが、本来は、公益通報者保護法は労働法制ですから、罰則がかかっても何ら不思議はないわけです。

今日、佐伯先生が来ておられますのでちょっと申し上げますと、これは、この原子炉とか何かの非常に大きな事故が起こったからというよりは、それは今から見たら、地震によりまして津波が来て、あれこそチェルノブイリ級の7のものが起きましたからそう言えるのですが、当時は4であります。ですから、物すごい世の中に大きな影響を与えたから罰則を付けたというわけではないわけです。もしそうであれば、それ以前に公害とか水銀とか、富山県で言えばイタイイタイ病とか、私の住んでいるところも公害がありまして、吉久ぜんそくとか川崎のとかいろいろあったわけです。あるいは水俣湾にもありました。これはやはり非常に大きな問題でありますから、その公益がすごく害されたのならここで罰則を付けられる事案があってもしかるべきでした。

地震の時に東京電力に大きな事故が起りました。その前に、2000年に原子炉のひび割れ偽装事件がありました。アメリカの人から申告があったときに、2年間も当時の原子力委員会とやり合っております。2年間もしらを切り通したときに、もし原子炉等規制法に罰則が付いているということで社員が信頼できると考えていたとしたら、つまり罰則があるということが生きていたら、当然、OBの人たちとか社員もこれを信じて自分が守られるのなら、当然正直にいろいろな意見が言えたと、言っただけです。しかしみんな、トップから下まで全部、会社のトップを守ろうとやって隠蔽工作をしているわけですから、とてもこういうような罰則が機能しないという意味で私はこう言ったわけです。

だから、罰則を設けなくてもいいというのは確かにあると思います。島田先生、もう可罰的な傾向ではないのが世界の潮流だと、こう言われました、労働基準法が出来て確かに69年も経ちました。そういう意味で、刑罰を科すことがないようにしていいような条項もあるかもしれませんが、僕はそれなりにあるんじゃないかと思えます。その例として、労働基準法の両罰規定のことを申し上げたわけです。あれは事業者には刑事罰を科しますが、実際は刑事罰ではなくて行政的な罰にとどめていいはずのものだということです。そんなものは全然何十年間も改正されてきていないんです。しかし、この公益通報者は今始まって、10年始まったときに罰則が何もなくて出発しています。公益通報者保護法はそれこそ罰則がついて当然だったと考える次第です。ですから、刑事罰をかけるというのは、もう労働基準法にあるわけですので、それだけ大事でも何でもないのであるということをちょっと分かっていただけ

ればと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは続きまして、内部資料の持出ししないし通報対象事実への関与に係る責任の減免、行政機関の調査措置義務及び内部通報制度の整備義務について、御質問や御意見などがありましたらお願いいたします。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 リニエンシーと資料持出しについて、意見を述べます。

ワーキング・グループのときに、田中委員のほうから、公益通報をしても通報者に得になるものが何もなく、それが通報を促すことにつながっていないという趣旨の御意見があったかと思います。この検討会でも、報奨金という制度についての議論で、報奨金は入れないほうがいいんじゃないかとの結論になりました。報奨金に関しては、私自体もそのように思っているんですが、ただ、そうしますと、このままの議論の流れで法改正が行われたとしても、通報した人が得になることって本当に何もないわけです。

そうであるなら、通報すると損になることばかりになっているのに対して、その損をどうやってリカバーできるのかという視点が今回の法改正には重要になると考えています。通報者に損を生じさせた人や企業についてのペナルティも刑事罰がもう一つ、難しいということになると、損をどうやって回復するのかという制度、ここで言えば、リニエンシーや資料の持出しの責任の減免が重要な要素になるのではないかと思っています。

今、東京では、豊洲市場問題がクローズアップされています。されるべきはずの盛り土をしないというのを誰が決めたのか、小池都知事は内部調査をされましたが、段階的に決めたというあやふやな結果が出ました。行政ですから、段階的に決めたなどあり得ないわけで、誰かが、どこかで舵を切ったはずですが、誰もそうした経緯を明かさず、小池都知事は公益通報制度を使って、経緯を明かす職員が出てくるよう、もう一度調査をされようとして表明しておられます。ただ、小池都知事には悪いのですけれど、私は、いくら公益通報制度を使うといっても、果たして、事実を明かす職員は簡単には出てこないだろうという気がしています。通報をしたところで何の得にもならない、代わりに損がどれだけ出るか分からないという現行の公益通報制度の実情は、東京都の組織の中では熟知されていると思うからです。

したがって、こうした疑念を払拭し、通報者は守られるのだというメッセージを広げるには、リニエンシーと資料持出しに対する減免は必須だと思っています。リニエンシーに関する私の意見は、配布資料の105ページに紹介されています。大手食品会社の食品偽装を告発した冷凍会社の社長の場合を例に出しております。ワーキング・グループでの御意見が多数であったように、確かに民事上の損害賠償をリニ

エンシーするのは、被害者の立場を考えるとなかなか厳しいのではないかと、それから、刑事的な責任については、検察官の裁量、それから裁判の裁量があり、そこに委ねるべきだという考え方もよく分かります。

でも、行政的なリニエンシーはどうなるんだという疑問を投げかけたのです。前回のワーキング・グループの席で、佐伯委員から、行政的に裁量があるのかどうか、もし裁量がないのであればリニエンシーがあってもいいのではないかという御意見だったと思うんですが、私もまさに、そう思っています。冷凍会社の社長の事例は、行政的な裁量がないことを物語っています。

冷凍会社の社長の場合は、大手食品会社が産地を偽装した食品を冷凍倉庫に置いていたのは倉庫業に違反するとして、国土交通省に倉庫業法違反の共犯者だと捉えられました。この社長の通報のおかげで一連の食品偽装が明らかになり、公益通報者保護法の制定にもつながっていったのですが、そういう社会的意義は、倉庫業法違反の行政処分を決める際、全く考慮されず、減免にはならなくて、ピシッと15日間の営業停止処分が下されました。当時、私が取材した国交省の担当者は、倉庫業法では具体的な違反事実から判断するだけだと言っていました。通報で不正が明らかになったのに通報者が処分を受けるという実態をどうしていくのか、考えなければいけない問題だと思うのです。

ワーキング・グループで、個別の法律でリニエンシー制度を導入している例として、独占禁止法などが挙げられ、密室で行われている不正で、共犯者の通報からでないと発覚が無理なものに対する通報を促進するために主務官庁が法律でリニエンシーを定める場合があるので、どうしてもリニエンシーが必要なら個別の法律で対応すればよく、公益通報者保護法で通報全体にリニエンシーを導入する必要はないという意見が多数を占めていました。しかし、私に言わせれば、独禁法でリニエンシーを導入したのは、公正取引委員会がどうしても談合を摘発したいというやる気があったからこそ、導入されたわけです。日本の霞が関全部が、そういうやる気のある官庁でしたら、私は、一つ一つの法律を見直してリニエンシーを導入していけばいいと思います。

じゃあ、倉庫業法はどうか、というと、国土交通省が、この冷凍倉庫会社の社長のような人のためにリニエンシーを導入し、処分を減免する法改正をするような手間をとるわけではないでしょう。だから、私は、やはり公益通報者保護法の中でリニエンシーを定めるべきだし、軽減が「できる」という規定であれば、ワーキング・グループの委員の方々が指摘された弊害も出ないのではないかと考えます。それぞれの官庁が裁量の中で行政処分の軽減ができるようになれば、冷凍倉庫会社の社長も救えます。それぐらいのリニエンシーは入れていただきたいと思います。

それからもう一つ、資料の持出しについて、なぜ、責任を減免してほしいかというと、通報者が不利益な人事処分を受けるとき、事業者側がその理由にする要素だ

からです。最近は、行政機関までが職員の資料の持出しを理由に懲戒処分した例が生じていますから、びっくりしているんですが、不利益取扱いの一つの典型になっているのです。

公益通報を理由に懲戒処分はできませんので、資料の持出しをポーンと理由に持ってくるわけです。私が配布資料に紹介された意見で例に出している海自の三佐の方の場合もその典型だと思います。そういう実態にどうやって歯止めをかけるかという、資料の持出しをもとに不利益取扱いをしてはならないと規定する必要があると考えています。

もちろん、何かを叩き壊したり、不法に侵入したりとか、公序良俗に反する手段での資料の持出しを奨励するような法改正であってはいけないと思います。公益通報の不正を立証する証拠としては、資料の持出しもやむを得なかった場合で、しかも自分の身のまわりにある資料であれば、資料持出しを理由に不利益取扱いを受けるのはいかなものかという気がしてなりません。

こういうことを規定するとき、大事なのはバランスだと思いますが、やはり通報者の立場に立っていただいてバランスを考え、正義の通報がしやすくなる仕組みを作るのだという前提を大事にして考えていただきたいという意見です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 証拠の持出しなんですが、私はもちろん証拠を持ち出しました。当然、自分が管理する分もありましたので、それを出したわけです。その理由は、先ほども言いましたんですが、違法や不法なものは外へ持ち出してもいい、保護法益でないという理由でした。企業の保護されるものは当然保護されなければならないということが、はっきり自分で分かったからであります。違法行為を示すものはこれは外へ持ち出すという形で行なった。

それでも、もちろん、制裁をすると告げられました。どういうことを言われたかといいますと、国会でわずか1枚の会社の社内報を持ち出したときに、君が持ち出したんだらうって言って、もう何回も告発もやっていたので会社は私しかいないと決めていたわけです。はい、私が持ち出しましたと答えました。もちろん処分すると言いました。私がどう対応したかといいますと、ちょうど国会で質問してくれた方に、会社は私を処分すると言っています、と国会議員に言いましたら、じゃあ社長を国会へ喚問するよと、こういうことだったわけです。

つまり、何を私が言いたいかといいますと、力の伴わない正義論をどれだけ言っても、相手は企業でありますと、それは狼の前に三文の価値もないような正義論に過ぎないということなんです。内部告発者もやはり力を持たなければならない。公益通報者が、その力を持たせてもらえないと、これからいろいろな不祥事というものは、やはり隠されてしまう。そういう意味では現行の公益通報者保護法は、マイ

ナスの法律になってしまっているのですよ、ということをお願いわけです。

だから、リニエンシーかどうかは別としまして、そこで先ほども言いましたけど、証拠の持出しという場合に、極めてこれはそこにエネルギーが集中してしまうと、非常に難しい局面になったりする場合があります。一方、企業が不正や違法行為をやっておれば、それは証拠を焼却できます。隠滅もできるわけですね。証拠の持出しという時、これとの比較で考えなければならぬと私は常々思っています。もし、企業が違法行為をやって証拠の隠滅が追及される時は、それは何らかの刑事事件に発展して、警察なりが動いた後に、捜査して、これこれこういうものがないのはおかしいじゃないかという形になってからであります。持ち出そうとする者は、その時点でもう非常なリスクを背負っているんですから、これは何らかの違法性の阻却というものをしておかないと、やはり黙っていたほうが得だということになります。内部告発とか公益通報と言われますけれども、現行のままですと公益通報者を勇気付けるものにはならないんだと私は思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。拝師委員、どうぞ。

○拝師委員 今日、ワーキングのまとめについて、検討会の、特にほかの委員の皆さんになるべく意見を言っていただきたいということで、ワーキングの委員は、私を含めて特に発言されなかったと思うんですけど、この間の皆さんの検討会の意見を聞いていて、基本的には、今の公益通報者保護法のままではやはりまずいんじゃないかということで、かなりいろいろな意見を出されているんだろうと思います。

今回のワーキングの意見の概要、両論併記のような形で整理されていますが、このままの形でいくとなかなか取りまとめの方向になっていかないんじゃないかという懸念があります。それから、もちろん検討会本体の取りまとめについても、両論併記のままではやはり定まらないだろうと思っして、非常に心配をしています。

もちろんいろいろな意見があるのは重々承知ですが、体制としてやはり何とかしなくてはいけないということであれば、それなりの方向性で事務局なり、あるいは場合によっては座長のほうで、座長の私案という形で叩き台を示していただいて、それでやはり議論をしていかないと、いつまでたっても賛成も反対もありますねということでは先に進まないのではないかと思います。ですので、ワーキングの取りまとめ、それから検討会の取りまとめに当たっては、少し事務局なり座長なりの具体的な叩き台としての意見を出していただいた上で、より建設的な議論ができるように、お願いをしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

井手委員、どうぞ。

○井手委員 今の拝師委員の意見に賛成です。



そろそろ、法改正の全体像を考える必要があります。それぞれの項目について、この項目は法律的な検討をして詰めたらかような課題があったとか、この項目はこういう考え方で賛成と反対の意見が拮抗していたとか、議論の状況を丁寧にまとめるのも必要だと思うんですが、このワーキング・グループの結論、取りまとめが、最終報告書の中でかなりの大きなウエートを占めるのだという点を忘れてはならないと思うのです。法律の専門家で検討した末の取りまとめですから、親会の検討会でも、それを否定できないと思う部分が多々あるでしょう。

そうすると、ワーキング・グループの取りまとめ自体が、法改正をにらみ、法改正の主要な項目を指し示すものになると思います。その全体像が個々の項目の精緻な検討であることはもちろんなのですが、ワーキング・グループとして、こんな法改正をするのだということが国民や、通報者、通報を今からされようとしている人、通報をされる側の人に見える形にならないといけないのではないのでしょうか。公益通報をする通報者を、国は、こうやって守るんだというメッセージが伝わる取りまとめであってほしいですし、検討会の最終報告書もそうありたいと思っています。それが、委員としての責任でもあると自戒しています。

是非そういう視点で、もう一回、検討し直していただきたい。今、整理されているものは、余りにも精緻に議論を追い過ぎていて、全体像が非常に見えにくくて、どこをどういうふうに改正していくんだという点が分かりにくいのは事実です。いくつかの法改正の柱を明らかにして、全体像が見える形にした上で、どうしても法改正には至らないと判断された項目について、法律的な判断の理由を説明すれば、国民や通報者の方も理解される部分が出てくると思うんです。ワーキング・グループの検討をもうワンランク、取りまとめの検討を進めていただきたいというのが私の希望です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 今日のワーキングの主な意見の概要を紹介いただいても、賛否両論あり、また慎重な意見というのもそれなりの根拠があるので、改正の方向性において一致している部分についてはいいですが、やはり、様々な意見が対立しているところを捨象して何かまとめるというのは、ワーキング・グループの報告書としてはあり得ないのではないかと思います。

升田委員が辞任された理由って私は全く聞いていませんが、しかし、これまでの議論の積み重ねの中では慎重な意見を述べられてきたわけですし、升田委員が言ったので特に私はコメントしなかったこともありますし、そういう点では、方向性を示していただくのは結構ですが、これまでの議論の積み重ねというものを、ある部分は切り捨てるということはあるのではないだろうということをお願いしたいと思っています。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。河口さん、どうぞ。

○河口氏 今のお話は非常によく分かります。

私は、代理という立場なので、できるだけ発言を控えたほうが良いと思いつつも、我々が民間企業等でいろいろなことを審議するときには、いつまでに何をどうするかということを明確にしていくということをいつも要求されていました。本当に事務局は大変だと思うのですが、今日の御報告の中では、常に、今後更に、という言葉が繰り返され、いつまで時間をかけるのだろうと少々気にかかりました。この後11月、12月と検討会があるので、そこまでには方向が明示されるのかなと思いつつ聞いてはおりましたが、その辺がもう少し明確に方向付けされると良いのかなと感じております。それと、私が最初にも少し報告しましたが、民間の企業のヘルプライン担当のなかでは、通報者の範囲として役員のことでもそうですし、取引先のことでもそうなのですが、まず明確なのは、ほとんどの企業がOBからの通報は受ける方向となりつつあります。すなわち、OBに加え、役員、取引先等についても、順次取組みが始まっているという事実もあります。これらの実態や方向性も踏まえたまとめにさせていただくと良いのかなと思いましたので、発言させていただきました。

○宇賀座長 ありがとうございます。

串岡委員、どうぞ。

○串岡委員 島田先生の意見は、とても貴重なというか、もっともな意見だと私自身もそうは思っています。ですから、私は最初から思っていたのですが、これはこの公益通報者保護を論ずるのは多項目にわたるので、3年間ぐらいは必要なんじゃないかと考えていました。時間にして70時間ぐらい必要なんじゃないかと思ったわけです。5年後の見直しのときは、わずか8回で、専門調査会は島田先生が座長だったんですけれど、11時間幾らしかやっていないので、とても初めから改正が決まるような状況ではなかったと思っております。

イギリスの公益開示法のときは、1992年から1998年の成立まで6年間の議論をやって、様々な、もちろん経済界からの反対があつて、6年間経って成立したといういきさつがあります。だから、時間をかけなければならないんだという点は思っていましたんで、この検討会も今年の3月で終わって一体どうやって決めると思いましたら、ワーキングが始まりました。

だから、私自身から言えば、まだ引き続き、それはお金もかかることかもしれませんが、引き続き検討して、よりよいものにできるんなら、議論を続けるような形をとっていてもいいんじゃないかと思えます。

隣におられますが、北城委員が出られた慶應の福沢諭吉の本の中に「文明論之概略」というのがありますよね。この中で、あるものを作る、法律を作るときに、まず精神革命を行わなければならない。精神革命を行うのに非常に時間がかかる。そ

の次に、法律を作る。その後、実際の物や形に表していくというものです。日本はこの過程が全く逆だということなのです。大した議論もなく法律を先に作ってしまうものだから、全然効果のないような法律になってしまうということを言っているのが「文明論之概略」の中にあります。恐らく、福沢諭吉が西洋に行ったときに、彼らの議論の仕方がとても優れていると学んできたんじゃないかと思います。

ですから、そういうことから考えますと、引き続いて議論をされるなら、していただければいいと思います。その際は、やはり、まだ元に戻って我々も意見を言わせてもらうようなことをしても何ら問題はないんじゃないか。まだまだ議論をしていくということもいいんじゃないかと思っています。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

北城委員、どうぞ。

○北城委員 私は、議論を続けることは賛否両論あるものに関して必要だと思いますが、現在の公益通報制度に関して問題があり、その問題を解決すべきということで議論してきて、賛否いろいろな意見が出ていますが、もうそろそろ座長とか事務局で、こういう形で改正をしたほうがいいと思う案を出していただいて、それに付加して賛否などの意見を書いていただきたいと思います。

というのは、全部賛否が書いてあると、どれをまとめていいかが私も判断しにくいので、最終的にはこれでまとめたいという座長の意向を示していただきたい。ただし、議論してみた結果それを変えるということはあってもいいと思います。そろそろどういう形でまとめるのかという案を出していただいたほうが、かえって議論しやすいと思うので、是非お願いしたいと思います。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。土田委員、どうぞ。

○土田委員 私も北城委員の意見に賛成です。是非、次回にはそれを期待しております。

○宇賀座長 ありがとうございます。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 今後の取りまとめについてという議論になっておりますので、1点申し上げます。

本日はワーキング・グループで議論された意見の概要を基に議論がされております。ワーキング・グループの取りまとめということであれば、それで結構だと思っておりますが、最終報告書ということになりますと、ワーキング・グループで扱っていない課題。一番分かりやすいのは、第1報告書で方向性が明らかなものですね。そういったものもあると思いますので、最終報告書の取りまとめに当たっては、それらも含めた上で取りまとめていただけたらと思います。

以上です。

○宇賀座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ予定した時刻が近づいておりますので、本日の議論に関しましては、ここまでとさせていただきます。活発な御議論を頂きまして、どうもありがとうございました。本日頂きました御意見も踏まえた上で、ワーキング・グループにおいて取りまとめに向けた検討を行っていきたく存じます。

---

### 《 3. 閉会 》

○宇賀座長 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

○加納課長 今日活発な御議論をどうもありがとうございました。

取りまとめの仕方について、いろいろ御意見を頂戴いたしましたので、座長とも御相談しながら検討したいと思います。基本的には、これはワーキングなし検討会としての取りまとめでありますので、そのワーキングなし検討会における議論をできるだけ正確に反映するというのが基本であるべきと思っております。

その中で、そうしますと現状で、改正に向けてコンセンサスらしきものが形成されているものが余り多くないのではないかという冒頭の井手委員の御指摘は、そうであると言わざるを得ない状況でありまして、それ以外の論点についてどうするかと。河口さんの御指摘では、そろそろ結論を出してはどうかという御指摘もあったわけですが、そこはやはり、拙速に検討するとやはりどこかで弊害が生じるということを懸念するわけでありまして、ある程度慎重に、串岡委員の御意見はありませんが、検討を続行すべきところも多々残ることは、議論の現状からするとやむを得ないと思っております。そこを拙速に取りまとめるのは、島田先生からも御指摘がありましたけれど、やはり検討会なしワーキングの取りまとめとしては適当ではないのではないかと考えております。

ただ、いずれにしても、ではこの長きにわたった検討会の成果は一体何なのだというのは井手委員の御指摘は誠にごもっともなところがありますので、できるだけメリハリを付けたような形で工夫をしてみたいと思っております。

次回の検討会日程でございますが、ワーキングの取りまとめの進捗状況に応じて、また後日、正式な御案内をお送りさせていただきたいと思っております。

また、本日の議事要旨につきましては、各委員の皆様にご確認いただいた上で公開をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からは以上でございます。

○宇賀座長 それでは、本日はこれにて閉会といたします。お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

(以上)